

令和3年10月 6日から

令和3年10月 7日まで

令和2年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第1号(10月6日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 令和2年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第2号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	5
認定第3号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第4号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第5号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第6号 令和2年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	5
認定第7号 令和2年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第8号 令和2年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明について	37
内容質疑	43
散会の宣告	57

第2号(10月7日)

開議の宣告	51
付議事件	
認定第1号 令和2年度標茶町一般会計決算認定について	51
認定第2号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	51
認定第3号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	51
認定第4号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	51
認定第5号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	51
認定第6号 令和2年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	51
認定第7号 令和2年度標茶町病院事業会計決算認定について	51
認定第8号 令和2年度標茶町上水道事業会計決算認定について	51
総括質疑	
類 瀬 光 信 君	75
黒 沼 俊 幸 君	78
深 見 迪 君	81

鴻池智子君	87
松下哲也君	88
閉会の宣告	94

令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和3年10月6日（水曜日） 午前 9時56分 開会

付議事件

- 認定第 1号 令和2年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 令和2年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 令和2年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（10名）

委員長	本 多 耕 平 君	副委員長	鴻 池 智 子 君
委員	渡 邊 定 之 君	委員	類 瀬 光 信 君
〃	長 尾 式 宮 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	鈴 木 裕 美 君	〃	深 見 迪 君
〃	黒 沼 俊 幸 君	〃	後 藤 勲 君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	齊 藤 昇 一 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保健福祉課長	石 塚 剛 君

農 林 課 長	長 野 大 介 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	
農 委 事 務 局 長	川 村 勉 君
監 査 委 員	佐々木 幹 彦 君
監 査 委 員	熊 谷 善 行 君
監 査 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
会 計 管 理 者	
兼 出 納 室 長	瀬 山 祐 美 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前 9時56分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時58分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) 委員長には本多君を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から、委員長に本多委員の指名がありまし

た。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には本多委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

(委員長 本多耕平君委員長席に着く)

◎副委員長の互選

○委員長(本多耕平君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(本多耕平君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) 副委員長には鴻池君を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(本多耕平君) ただいま後藤委員から、副委員長に鴻池委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には鴻池委員が当選いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（本多耕平君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

認定8案について説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 初めに、認定第1号から第6号までの令和2年度標茶町一般会計と、5特別会計の決算概要についてご説明いたします。

令和2年は、1月15日に日本で最初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、この未知のウイルスの脅威に翻弄された1年でありました。

経済に対する影響が大きいと言われていたにもかかわらず、企業倒産は例年に比べ少なく、株価は史上最高値を記録するなど、とても予測のつかないものとなっております。

本町におきましては、新型コロナウイルスの脅威にさらされながらも、町内経済を支えるべく、各種の支援や感染防止対策を講じてきたところでございます。

こういった中、本町の財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存が引き続き顕著であり、その依存財源の主であります地方交付税については、トップランナー方式の導入など、総額で減少しており、今後の不確定要素含みとなっております。歳出におきましては、物件費や扶助費の増高、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、また、今年度は、前段で申し上げた新型コロナウイルスの影響によるものも含め、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革を押し進め、民間力の活用や無駄、無理、むらを省く取組等を行ってまいりました。

それぞれの決算数値の詳細については後ほど資料によりご説明いたしますが、一般会計の歳入決算額は133億2,196万9,671円、歳出決算額は131億4,524万485円、歳入歳出差引き1億7,672万9,186円で決算を終えました。

なお、歳入のうち町税については、課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取組を納税者皆様の理解を求めながら対応してまいりました。現年、滞納繰越し合わせた収納率は94.7%、対前年度比0.5ポイントの増となりました。

歳出については、当初予算可決後、13回の補正予算のご審議を頂き、施策の具体化を図ってまいりました。令和2年度の主要財政指数については、財政力指数が0.229、対前年

度比0.008ポイントの増加、経常収支比率では88.5%、対前年度比1.3ポイントの増となっております。実質公債費比率は8.7%、0.1ポイントの減、将来負担比率は27.7%、0.7ポイントの増と前年度より悪化しております。

後ほど詳細の報告をいたしますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率については、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第6号に関わる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第3号、第6号、第7号、第8号に関わる資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

決算資料の1ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算総括表ですが、一般会計の歳入決算額133億2,196万9,671円、歳出決算額は131億4,524万485円、歳入歳出差引き1億7,672万9,186円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額11億2,187万4,923円、歳出決算額11億150万328円、差引き額は2,037万4,595円となりました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出決算額ともに5億4,577万463円となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、初めに保険事業勘定は、歳入決算額8億6,331万2,688円、歳出決算額8億3,257万3,527円で、差引き額は3,073万9,161円となり、サービス事業勘定では歳入決算額5億2,394万6,659円、歳出決算額5億2,394万3,838円で、差引き額は2,821円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額1億1,867万7,039円、歳出決算額は1億1,807万1,761円で、差引き額は60万5,278円となりました。

簡易水道事業特別会計ですが、歳入決算額2億3,323万4,534円、歳出決算額2億665万4,326円で、差引き額は2,658万208円となりました。

一般会計と5特別会計の合計では、歳入決算額167億2,878万5,977円で、歳出決算額は164億7,375万4,728円、差引き額は2億5,503万1,249円となりました。

令和元年度の歳出決算額と比較しますと、9億6,766万98円の増、率にして6.2%の増となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳ですが、1款町税から21款法人事業税交付金までの合計では、調定額は137億436万173円で、収入済額は133億2,196万9,671円となり、不納欠損額は3,870万8,334円、収入未済額は3億4,368万2,168円で、収納率は97.2%となりました。財源区分については、自主財源の比率が27.6%と対前年度比4.1ポイント低くなっております。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1款議会費から15款予備費までの合計では、最終予算額149億1,873万3,000円に対して、支出済額は131億4,524万485円で、翌年

度繰越額16億1,434万3,000円、不用額は1億5,914万9,515円で、執行率は88.1%です。

次に、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳ですが、決算額は主なものについて申し上げます。

人件費については、決算額18億1,276万9,000円で、前年度対比4億4,230万3,000円の増、率では32.3%の増となりました。

物件費は、決算額15億3,314万4,000円で、前年度対比2億6,517万6,000円の減、率では14.7%の減となりました。

扶助費は、決算額4億7,286万3,000円で、前年度対比746万1,000円の増、率では1.6%の増となりました。

補助費等は、決算額27億1,858万2,000円で、前年度対比7億8,031万2,000円の増、率では40.3%の増となりました。

普通建設事業費は、決算額33億2,643万1,000円で、前年度対比1億6,386万5,000円の減、率では4.7%の減となりました。

公債費は、決算額10億417万6,000円で、前年度対比2,656万1,000円の増、率では2.7%の増となりました。

積立金は、決算額11億6,916万4,000円で、前年度対比2,260万7,000円の増、率では2.0%の増となりました。

繰出金は、決算額7億6,397万8,000円で、前年度対比5,903万9,000円の増、率では8.4%の増となりました。

次に、5ページから7ページにつきましては、ただいま説明した歳入及び歳出の性質別であり、平成28年度を基準とした趨勢比較となっておりますが、説明については省略いたします。

次に、8ページ。

国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算について、歳入は、1款国民健康保険税、調定額は3億6,023万712円、収入済額は3億3,295万5,348円、不納欠損額166万9,609円、収入未済額は2,560万5,755円で、収納率は92.4%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額11億4,915万287円、収入済額は11億2,187万4,923円で、不納欠損額166万9,609円、収入未済額は2,560万5,755円で、収納率は97.6%となりました。

歳出については、2款保険給付費は、最終予算額7億263万9,000円に対して、支出済額は6億7,192万2,658円で、執行率は95.6%となりました。

1款総務費から10款予備費までの合計で、最終予算額11億3,994万6,000円に対して、支出済額は11億150万328円、不用額は3,844万5,672円で、執行率は96.6%となりました。

なお、本決算資料の後段15ページから17ページに添付の国民健康保険事業決算の参考資

料については、説明を省略いたします。

次に、9ページの下水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、1款分担金及び負担金は、調定額213万5,700円、収入済額133万710円で、収入未済額は80万4,990円、収納率は62.3%となりました。

2款使用料及び手数料は、調定額9,013万7,060円、収入済額は8,421万3,840円で、収入未済額は592万3,220円、収納率は93.4%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額5億5,249万8,673円、収入済額は5億4,577万463円で、収入未済額は672万8,210円で、収納率は98.8%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額5億5,267万2,000円に対して、支出済額5億4,577万463円、不用額は690万1,537円で、執行率は98.8%となりました。

次に、10ページ、介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算ですが、歳入、1款保険料は、調定額1億6,719万8,920円、収入済額は1億6,261万910円、収入未済額は458万8,010円で、収納率は97.3%となりました。

以下、合計で、調定額8億6,790万698円、収入済額は8億6,331万2,688円、収入未済額は458万8,010円で、収納率は99.5%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額7億4,350万円に対して、支出済額は7億2,253万9,137円で、執行率は97.2%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額8億6,904万2,000円に対して、支出済額8億3,257万3,527円、不用額は3,646万8,473円で、執行率は95.8%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定では、歳入、1款サービス収入は、調定額3億1,915万6,329円、収入済額は3億1,825万7,959円で、収入未済額は89万8,370円で、収納率は99.7%となりました。

以下、合計で、調定額5億2,484万5,029円、収入済額は5億2,394万6,659円で、収入未済額は89万8,370円で、収納率は99.8%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で、最終予算額6億115万1,000円に対して、支出済額5億2,394万3,838円、不用額は7,720万7,162円で、執行率は87.2%となりました。

次に、12ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額8,380万3,131円、収入済額は8,260万5,160円、収入未済額は119万7,971円で、収納率は98.6%となりました。

以下、合計で、調定額1億1,987万5,010円、収入済額は1億1,867万7,039円、収入未済額は119万7,971円で、収納率は99.0%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額1億2,216万3,000円に対

して、支出済額 1 億1,807万1,761円、不用額は409万1,239円で、執行率は96.7%となりました。

次に、13ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、2 款使用料及び手数料は、調定額 1 億1,133万6,050円、収入済額は 1 億1,037万2,710円で、収入未済額は96万3,340円、収納率は99.1%となりました。

以下、合計で、調定額 2 億3,419万7,874円、収入済額は 2 億3,323万4,534円で、収入未済額は96万3,340円で、収納率は99.6%となりました。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計で、最終予算額 2 億4,797万9,000円に対して、支出済額 2 億665万4,326円、翌年度繰越額2,090万円、不用額は2,042万4,674円で、執行率は83.3%となりました。

次に、14ページ、引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費でございますが、合計で申し上げます。経費18億7,424万1,000円、財源内訳の一般財源12億9,196万円のうち、引上げ分の地方消費税交付金は9,439万7,000円となっております。

以上で、令和 2 年度決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明いたします。

初めに、産業の振興ですが、酪農情勢については、主要な指標である生乳生産量は、好天による安定した粗飼料の確保、農地集積による規模拡大、事業を活用した施設整備等の生産者の経営努力により、令和 2 年においては、前年比105%、約17万2,400トンとなりました。令和 2 年 1 月に発効された日米貿易協定や T P P 11 及び日欧 E P A の影響に注視しつつ、将来にわたっても酪農畜産業が基幹産業として地域経済を牽引し続けられるよう、標茶酪農再興事業による支援を行いました。

また、農業研修センター「しべちや農楽校」では、4 組が新規就農したほか、就農希望者、短期酪農体験者を受け入れるなど、担い手の拠点化を図りました。環境と調和した生産の実現に向け、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を軸に関係機関と連携しながら家畜排せつ物の適正利用を目的としたバイオガスプラントの早期建設に向けた具体的方法とともに、家畜疾病予防や乳質向上の取組を推進しました。

日本型直接支払制度については、中山間地域等直接支払交付金の取組として、標茶町標茶集落への集落協定参加314件、協定面積 2 万3,390ヘクタール、交付金額は 3 億6,140万円となり、耕作放棄地の発生抑止等の効果を上げており、同じく多面的機能支払交付金の取組として、46の個人が参加し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に効果を上げています。

また、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されたことから、農畜

水産経営応援給付金制度を設け、経営に支障を生じている一次産業事業者の負担軽減を図りました。

育成牧場では、中期計画に基づき、飼養頭数管理の適正化を進め、作業機械の更新を行いました。さらに、預託牛の健康及び繁殖成績の向上を図り、牧場利用者から安心される飼養衛生管理に努めました。

林業の振興については、私有林の未来につなぐ森づくり推進事業を活用して、伐採後に確実な植栽が図られるよう努め、林業専用道の路網整備では、1路線560メートルを開設しました。

農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカの食害対策については、2,124頭の捕獲実績となり、わな免許取得の促進や捕獲物の有効利用に継続して取り組んだほか、町有林植栽箇所にエゾシカ侵入防止柵2,263メートルを設置しました。

また、ヒグマによる家畜の被害につきましては、防除対策として、防除威嚇機及び緩衝帯を設置し、若手ハンター等の人材育成事業を実施し、捕獲体制の整備を図りました。

水産業の振興については、ワカサギふ化事業への助成を行い、事業の安定化に努めました。

商工業の振興については、中小企業者の金融の円滑化に努めるとともに、コロナ禍における事業者支援として「地域応援資金」の創設、セーフティーネットの利用者に対する「利子補給・保証料補助」の実施、「経営応援給付金」及び「感染拡大防止対策助成金」の支給、「助け合いしべちゃ応援券」の発行を行いました。

また、商工会に対する支援を行うとともに、地域経済の回復と消費者応援を目的とした取組への支援と、新たに創業や事業の規模拡大を目指す町内事業者に対する支援を実施し、にぎわいの創出と経済循環を図りました。

労働対策については、冬期雇用対策、生活資金の貸付け、林業労働者への検診費用の助成など、労働者福祉の向上に努めました。

観光の振興については、コロナ禍で減少したアウトドア利用者と宿泊利用者の需要創出のための応援事業、「遊んで得キャンペーン」「泊まって得キャンペーン」の実施、弟子屈町・鶴居村との連携による「食と観光おもてなしフェア」「くしろ湿原ノロッコ号」「SL冬の湿原号」及び「東急 THE ROYAL EXPRESS」でのおもてなしを実施、各種雑誌、ガイドブック、インターネットデータベース等への観光情報の提供や、観光PRポスターの更新を行い、施設面では塘路駅前公園の展望台の更新、公衆トイレの改修を行うなど、各施設の適切な維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてですが、「安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道については、町内各地で整備を進め、令和2年度末道路現況では、508路線729キロ

メートル、改良延長403キロメートル、舗装延長380キロメートルとなり、改良率は55.3%、舗装率は52.1%となりました。

冬期間の道路維持管理については、直営及び委託業者17社により514キロメートル余りの交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園については、長寿命化計画に沿った維持管理を行い、安全な利用が図られるよう努め、公営住宅については、桜南団地で1棟4戸の整備と併せ川上団地1棟12戸、桜団地2棟26戸の改修を実施しました。

上水道事業及び簡易水道事業については、今後も安心・安全・安定的な水の供給に向け、施設の維持管理に努めてまいります。

下水道事業については、標茶終末処理場の機械電気設備更新工事を行い、今後も計画的な更新・改修等を行ってまいります。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてです。

社会保障を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、各保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療の連携強化、また、各関係機関・団体との連携の下、施策の推進を図りました。

高齢者福祉については、「健やかに暮らせるまちづくり」の理念の下、各種事業を円滑に進めるとともに、緊急通報装置の機械を更新するなど高齢者福祉の充実に努めました。

介護保険事業についても、質の高いサービスの提供を目指し、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を行い、各事業者の協力を得ながら「新しい総合事業」による介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向け、認知症初期集中支援事業の取組を継続するとともに、認知症カフェを継続しました。

障害者福祉については、虐待の未然防止、早期発見に向けた支援体制の構築を行うとともに、安心して暮らせる地域社会の充実に努めるため、第3期障がい者計画を基本に第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を策定し、各計画の着実な実施に努めました。

児童福祉については、第2期子ども・子育て支援事業計画の着実な実施に努め、ゼロ歳児保育を継続し、地域との交流や学校と保育園・幼稚園の連携を図りながら、郷土愛を深め、愛着が持てるよう、地場産品を使用した「ふるさと給食」を実施、継続するなど保育内容の充実に努めました。学童保育所への支援や、児童館、子育て支援センター、子ども発達支援センターを運営し、子育て環境の充実に努めました。

また、3歳児未満の子供に対する本町独自の保育料無料化を継続し、子育て応援チケットの贈呈や医療費の無料化を継続し、子育て支援の拡充を図りました。

さらに、本町で子供を産み育てたいと願う夫婦の不妊治療の負担軽減のための助成を継続し、産前産後サポート事業や産後ケア事業を継続し、妊産婦への支援の充実に努めました。

住民の健康増進については、脳ドック検診費用の一部を助成するとともに、国保人間ドックや総合住民健診の実施による疾病の早期発見、早期治療に努め、歯周疾患の早期発見と口腔保健意識の向上を図るため歯周病検診を実施し、健康増進事業の展開を図りました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする各種補助金や交付金を活用し、非接触型検温器の設置やマスク及び消毒液の確保、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備などに取り組みました。

また、その他の感染症予防対策として、高齢者のワクチン接種の助成を行い、大学生までのインフルエンザワクチン接種費の助成を継続しました。

町立病院の運営については、患者の立場に立った医療サービスの向上に努め、医師住宅の建設や老朽化した機械・器具等の更新を行いました。

廃棄物の処理については、住民の協力の下、減量化・資源化に努め、廃棄物焼却施設及び第2期最終処分場の適正な管理に努めました。

また、地域の生活排水処理対策として、合併処理浄化槽整備事業等により14基の合併処理浄化槽が設置されたほか、自然の番人宣言の活動を通じ、廃棄物の不法投棄、ポイ捨ての根絶に向けた啓蒙、清掃活動を実施しました。

安全・安心な暮らしの施策の一環として、防災井戸、防災無線の保守点検を行い、いざというときへの備えを行っております。

公共施設の耐震化については、耐震改修計画に沿って進めていますが、耐震化が済んでいない施設については、引き続き改修方法を検討していきます。

災害時の備えとして、防災備蓄品の充実を図るとともに、トレセン横に備蓄庫を整備し、避難所であるトレセン、ふれあい交流センターのトイレについて、オストメイトの利用が可能なトイレに改修しました。

交通安全運動については、関係機関や町内会、地域会等と連携し取組を進めるとともに、「安全で安心な町づくり」を目指し、各種防犯活動や犯罪防止に向けた広報活動の取組を積極的に進めました。

次に、教育の振興についてですが、児童生徒一人一人の個性や能力を高め、学校、家庭、地域の連携を重視し、心豊かに学ぶことができる教育諸条件や、教育環境の整備に努めました。

学校教育については、子供一人一人の能力や可能性を見いだし、自ら学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した「知・徳・体」の調和の取れた教育の推進に努めました。

また、新型コロナウイルス対策として、「スクール・サポート・スタッフ」の配置、学校保健特別対策事業を活用した衛生用品や衛生備品の購入、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』」に基づき、健康と安全に配慮した教育活動に努めました。

知としての確かな学力の向上については、地域の特色を生かす教育や個に応じた指導方法の工夫改善、ICT機器の効果的な活用等に取り組み、ALTの学校訪問回数を増やすことにより、より多くの児童生徒が本物の英語に触れることができました。

また、小学校の新学習指導要領の全面実施に当たっては、教師用指導書を各小学校に整備し、授業改善を図りました。

ふるさと教育の充実については、自分の生まれ育った地域に関心を持ち、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、小学5・6年生を対象に「釧路川カヌー体験」を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止としました。

また、ふるさと標茶町への理解を深めるための教材としての社会科郷土読本「わたしたちの標茶」を新学習指導要領の全面実施に合わせ、改訂しました。

教職員の資質及び指導力向上については、研修等に積極的に参加できるよう支援を行い、塘路小中学校、虹別中学校の2校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

徳としての豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、不登校・いじめ防止に関わる「一学校一運動」の取組を推進し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に当たるとともに、リーフレットを作成して学校の取組を紹介しました。

体として心身ともに健康な生活を送るための基盤となる体力づくりとして、健康教育の推進を図るとともに、各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防・防止に努めました。

特別支援教育については、コーディネーターを中心に校内委員会が十分機能する支援体制の充実や、特別支援教育連絡協議会において関係機関との連携や指導力の向上研修を進め、担当教員の専門性の向上を図りました。また、標茶小学校に5名、標茶中学校に3名、虹別小学校に2名の特別支援教育支援員を配置し、支援の充実に努めました。さらに、日常的に医療ケアを必要とする生徒が通学する学校に、対象生徒の健康維持・増進及び安全な学習環境を確保するため看護師を派遣し、教育活動の充実に努めました。

教職員の多忙化の解消に向けた取組については、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境を整えていくため、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づき、「標茶町働き方改革行動計画」を策定し、出退勤管理システムの導入や、定時退勤日や学校閉庁日の設定、部活動休養日の実施、学校徴収金事務の負担軽減などの取組を推進し、各中学校においては、「部活動に係る活動方針」に基づき、短時間で効率的・効果的な活動となるよう努めました。

児童生徒の登下校や校外における安全確保については、交通安全教室や防犯教室を実施し、小学校を中心に通学路安全マップを整備し、各学校における通学路の定期的な安全点検など、安全確保の取組を推進しました。

教育環境の整備については、幼稚園入園料、保育料の無料化による子育て支援の充実と、保護者の経済的負担を軽減するための「学習教材費サポート事業」を引き続き実施し、G

I G Aスクール構想実現のため1人1台端末の整備と校内通信ネットワーク整備を進め、教育環境の充実に努めました。

学校施設の整備については、標茶中学校（校舎）防音事業改築工事が完了し、新校舎での授業を開始し、同校における（講堂）防音事業改築工事と学校給食共同調理場の改築工事に着手しました。また、学校教育施設整備基金により、沼幌小学校遠赤外線暖房機補修や学校施設の維持補修に努め、直営で軽微な営繕等による維持管理を計画的に推進しました。さらに、「標茶町学校施設長寿命化計画」の策定を行いました。

学校給食については、食中毒防止のため徹底した衛生管理を図り、より安心・安全でおいしい学校給食の提供のため、使用食材の厳選、地場製品の活用、栄養バランスの取れた献立に努めました。食育の推進では、標茶高校産の食材を使用した給食を提供するとともに、食材となる野菜を標茶高校の農場で育てる「標茶高校と連携した食育推進事業」を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。また、標茶高校への給食提供に向けて協議を開始しました。

遠距離通学については、16路線のスクールバス運行により通学を確保し、安全・安定的な運行に努めました。

社会教育については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または延期せざるを得ない事業もありましたが、第8次中期計画に基づき、幼少年から高齢者までの各世代にわたり学習機会の提供や学習支援を展開し、その成果が日常生活やまちづくりに生かされるよう努めました。また、平成30年度から社会教育委員の会で、体育施設の有効的な活用方法について検討が進められ、見直し等のご意見を頂き、施設使用料の見直しを行うとともに、設置後30年を経過していた武道館柔道畳について更新を行いました。

幼少年教育については、子供たちが持つ好奇心や創造力を引き出すため、「しべちゃアドベンチャースクール」を開講しました。また、少年の主張大会については、中学生の部のみ実施しました。

家庭教育支援については、ブックスタート事業として、乳幼児健康診査の会場に出向き、生後7か月の赤ちゃん全員に絵本をプレゼントし、親子で本に触れ合うきっかけをつくるとともに、絵本の読み聞かせやお薦めの絵本の紹介などで配付した冊子を活用されるよう努め、各公民館において親子を対象とした各種事業等を開催し、家庭と地域の教育力の向上に努めました。

青年教育については、成人式前夜祭は中止しましたが、「成人式前夜祭実行委員会」を組織し、成人式終了後に懇親会を設け、仲間づくりやまちづくりを考える機会にするとともに、青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。

成人教育については、公民館事業を中心に地域課題解決のための学習や各種教室・講座の開催に取り組みました。また、女性の活動では、女性のつどいなどは中止しましたが、

多彩な活動が展開されております。

高齢者教育については、6館共同による相互交流を図りました。たんちょう大学は休止せざるを得ませんでしたが、高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりに努めました。

文化の振興については、文団連が主催となって総合文化祭が開催され、本町の文化振興に大きく貢献しています。

文化財保護につきましては、町指定文化財である北海道集治監釧路分監本館を含む有形文化財や天然記念物、埋蔵文化財包蔵地について適正な保護に努め、北海道集治監釧路分監本館は、北海道遺産としての本町及び北海道の歴史を伝承するため一般公開を開始し、集治監関連施設が所在した月形町、三笠市、網走市、帯広市と連携し、北海道遺産の普及啓発を行いました。

スポーツの推進については、各種スポーツ団体の活動支援を図るとともに、レクリエーションスポーツの開発・普及とフェイスブックなどのSNSを通じて情報発信に努めました。

図書館については、図書館資料の充実に努めるとともに、「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書習慣の定着に努めました。また、移動図書館車の運行や、20か所の配本所の設置、個人宅の巡回など、きめ細やかなサービスの充実に努めました。

博物館については、5部屋に分けた展示構成とし、外国人観光客や障害者にも対応できるよう展示解説の多言語化を図りました。また、多様な学習要望にきめ細やかに対応できるよう努め、町内に生息、生育する動植物の学術調査を行い、収蔵資料の整理に取り組みました。資料寄贈の申出については、必要な資料について寄贈を受け入れ、入館者全員への検温及びアルコール消毒の徹底、利用人数の制限などを行い、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めました。

次に、地域活動の振興については、地域の特性や魅力を生かしながら個性ある自律したまちづくりを進めるため、地域力向上のための支援措置を講じました。

また、馬を核とした地域づくりに標茶町と民間事業者が連携して取り組む「道東ホースタウンプロジェクト」の企画による「馬と共に暮らせる町…標茶」を進めるべく、引退乗用馬の受入れによる預託支援及びふるさと納税を活用した事業展開と関係人口の創出に努めました。

引き続き各町内会・地域会活動のさらなる拡充が図られるよう、地域と連携し、よりよい地域づくりに努めてまいります。

次に、12ページからの予算執行の実績については、主なものについて説明をいたします。

2款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額4,862万8,000円、執行率は100%であり、施設の長寿命化を図りました。

13ページのふるさと寄附記念品贈呈事業では、決算額6,737万4,000円、執行率は99.7%であり、7,097件、1億1,355万円の寄附を受け入れました。

町営バス運行では、決算額5,126万6,000円、執行率は99.6%であり、6路線の運行により地域交通の確保を図りました。

地域振興事業では、決算額2,469万円、執行率は99.3%であり、自治会の自主的な活動を支援する地域振興事業、コミュニティーの形成のための自治会振興事業を行いました。また、「馬と共に暮らせる町…標茶」としての認知度向上のため、事業PRと移住・定住の取組として、移住促進事業を実施しました。

次に、14ページ、3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額1億2,835万5,000円、執行率は92.9%であり、社会福祉協議会をはじめとする各団体の支援により自主活動の向上を図り、ほっとらいふ制度として低所得者世帯の生活支援を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ6,627万5,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図りました。

高齢者福祉の増進では、決算額1,632万9,000円、執行率は98.9%であり、1、老人福祉功労者表彰から15ページの11、徘徊高齢者等位置情報検索システム運営までの事業を実施し、記載の成果を収めました。

軽費老人ホームの運営では、決算額1,977万1,000円、執行率は99.7%であり、入居者が安心して日常生活を送れる場として施設運営をしました。

心身障害者福祉の向上では、決算額2億9,811万1,000円、執行率は97.3%であり、1、福祉団体活動助成から16ページの12、重度心身障害者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

ふれあい交流センターの運営では、決算額1,981万3,000円、執行率は98.7%であり、町民の健康増進や多様な健康福祉サービスの拠点施設として運営・維持管理を行いました。

介護保険事業では、決算額3億5,462万4,000円で、執行率は80.5%であり、18ページ、特別会計保険事業勘定へ1億5,317万8,000円、サービス事業勘定へ1億9,050万9,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

19ページの児童福祉の推進では、決算額4,580万7,000円、執行率は79.1%であり、1、学童保育所の運営から7、子育て世代への臨時特別給付金までの事業を実施し、記載の成果を収めました。

保育園の運営では、決算額2億5,226万円で、執行率は99.5%であり、町内5園において、保育に欠ける児童を保育し、児童福祉の向上に努めました。

へき地保育所の運営では、決算額4,245万4,000円で、執行率は99.0%であり、町内2か所で通年開設し、児童福祉の増進が図られました。

子育て支援センターの運営では、決算額1,235万5,000円で、執行率は98.4%であり、子

育て家庭の不安の緩和と児童の健全育成が図られました。

児童館の運営では、決算額1,819万6,000円で、執行率は98.8%であり、児童に健全な遊び場を与えて健康を増進し、情操を豊かにすることができました。

児童手当の支給では、決算額8,922万2,000円で、執行率はおおむね100%であり、児童を養育している家庭の生活の安定が図られました。

次に、20ページ、4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額5,432万3,000円、執行率は99.4%であり、1、保健推進委員活動から22ページの16、特定不妊治療費助成事業までの事業を実施し、住民の健康増進と予防対策等が図られました。

23ページの病院事業では、負担金4億6,181万8,000円、補助金1億6,362万3,000円を支出し、医療体制の充実と会計の安定を図りました。

墓地、火葬場運営事業では、決算額1,617万5,000円で、執行率は99.9%であり、墓地、火葬場の運営と施設の維持管理を図りました。

老人医療費の支給、助成事業では、決算額1億2,105万1,000円で、執行率はおおむね100%であり、後期高齢者医療特別会計へ3,546万3,101円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

清掃事業では、決算額5,179万3,000円で、執行率は99.9%であり、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費3,166万2,000円を負担し、合併処理浄化槽の設置補助金を交付し、生活環境の改善を図りました。

24ページのじんかい処理事業では、決算額3億5,013万5,000円で、執行率はおおむね100%であり、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集委託により廃棄物の適正処理に努め、旧焼却炉の解体工事及びマテリアルリサイクル推進施設の建設工事を発注しました。

上水道事業では、決算額540万2,000円で、執行率は100%であり、負担金を支出し、事業の円滑な運営を図りました。

次に、5款労働費では、勤労者会館の運営、雇用対策、職業病対策の各事業を行い、記載の成果を収めました。

次に、6款農林水産業費ですが、農業基盤の整備では、決算額3億4,253万8,000円で、執行率はおおむね100%であり、農道5本の整備と道営土地改良事業により、農業基盤、生産基盤の整備が促進されました。

25ページ、農業経営の振興では、決算額8億971万円、執行率はおおむね100%であり、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、26ページの標茶酪農再興事業により足腰の強い酪農経営の維持確立と生産環境の維持向上が図られ、27ページの畜産競争力強化対策整備事業により新たな国際環境の下で収益力、生産基盤強化のため農業施設の整備

に支援し、バイオマス産業化推進事業ではエコヴィレッジ推進協議会を設立し、地域循環共生圏構想策定に向けた調査事業を実施するなど、記載の成果を収めました。

育成牧場運営事業では、決算額5億5,923万8,000円、執行率は99.9%であり、酪農経営の安定と後継牛の育成に貢献しました。

28ページの林業の振興では、決算額1億3,920万7,000円、執行率は99.5%であり、1、有害鳥獣駆除事業から29ページの12、標茶町森林環境整備事業の展開により記載の成果が得られ、特に有害鳥獣駆除では、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組み、ヒグマの防除対策を実施しました。

水産業の振興では、漁業協同組合に支援を行い、内水面漁業活動の安定化を図りました。

次に、7款商工費、商工業の振興については、決算額が2億349万6,000円、執行率は100%であり、中小企業への低利の融資及び保証料補助を行うとともに、地域応援資金により利子及び保証料を補助し、資金繰りの円滑化と安定化を図り、買物困難地域への出前商店街や、うまいもん発見市場、SL乗客案内事業などの支援を行い、地場製品のPRと地域経済の活性化を図り、新型コロナウイルス感染症対策お買い物券特別事業により、町内消費の拡大を図りました。

30ページの観光の振興では、決算額6,956万8,000円で、各観光施設の維持管理に努め、道東自動車道釧路延伸観光推進事業により、弟子屈、鶴居との3町村連携による誘客促進のためPRや物産展を開催し、観光振興事業や釧路湿原国立公園内に唯一存在する温泉宿泊施設として本町全体の観光振興を牽引するエリアの役割を定める茅沼地区観光宿泊施設実施設計業務を発注し、実施設計の策定を行い、塘路農村公園展望台の更新とトイレの改修工事を実施しました。

次に、8款土木費ですが、町道の整備では、決算額7億621万円、執行率はおおむね100%であり、虹別61線舗装改良ほか5路線の改良、舗装や、橋りょう長寿命化等の整備を行うとともに、補修工事、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

31ページの都市公園整備事業では、決算額2,663万5,000円、執行率はおおむね100%であり、各公園の整備と維持管理に努めました。

町営住宅管理事業では、決算額1,297万1,000円で、執行率は100%であり、塘路団地の外部改修など維持管理に努めました。

町営住宅建設事業では、決算額は3億7,891万3,000円、執行率は100%であり、桜南団地の建て替え、川上団地の改修工事等を行いました。

次に、32ページの9款消防費では、一部事務組合、釧路北部消防事務組合に対する運営費2億6,627万1,000円を負担し、地域住民の命と財産を守るための消防施設の充実に努めました。

防災対策では、決算額1億2,416万3,000円で、非常用備蓄品の購入を行うなど、防災対策の充実に努めました。

次に、10款教育費ですが、小学校教育では、決算額2,699万5,000円、執行率は99.3%であり、父母負担の軽減や特別支援教育推進のため、支援員の配置などを行い、学校再開に伴う感染症対策、学習保障に係る支援として学校保健特別対策事業を実施し、記載の成果を収めました。

33ページの中学校教育では、決算額8億3,037万2,000円、執行率はおおむね100%であり、中体連運営費の助成やALTの派遣などを行い、教育振興の増進を図るとともに、標茶中学校（校舎・講堂）防音事業では、校舎改築及び公用備品の購入を行い、講堂の改築に着手しました。また、小学校教育と同じく、父母負担の軽減や特別支援教育推進、学校再開に伴う感染症対策、学習保障に係る支援として学校保健特別対策事業を行い、医療的ケア支援事業では、支援を必要とする生徒に看護師を配置するなど、記載の成果を収めました。

34ページの幼稚園教育では、決算額2,330万9,000円、執行率は99.5%であり、小学校就学前の幼児教育の増進、充実に努め、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備により保健衛生用品等を購入し、感染リスクの低減を図りました。

社会教育では、決算額286万円で、1、幼少年教育から35ページの7、町民憲章の啓蒙書道展までの事業を実施しましたが、子どもの夢を育てるまつり、少年の主張大会小学生の部、文化バスの運行、標茶町文化講演会を新型コロナウイルスの影響により中止としたところでございます。

公民館活動の充実に努め、決算額1,376万4,000円で、執行率は95.6%であり、6館共同事業から各公民館事業まで、37ページの図書館書庫充実に努め、決算額520万円、昨年からはじめましたブックスタートでは決算額18万9,000円、博物館の機能充実に努め、決算額1,006万3,000円で、郷土の自然や歴史を学ぶ学習機会の提供として館内展示の充実に努め、常設展示解説について外国人観覧者への表記対応を行い、38ページの保健体育の振興では決算額1,224万6,000円で、1、体育団体育成支援から6、各種大会や教室等の推進までの事業を行い、経年劣化により老朽化していた武道館の柔道畳を更新し、学校給食の充実に努め、決算額4億200万7,000円で、学校給食調理場改築事業では改築工事に着手しました。

学校教育施設整備ですが、決算額は880万円で、教育施設の整備を図り、教育環境の充実に努めました。

次に、13款諸支出金では、下水道事業の決算額は2億8,943万2,000円、執行率は99.3%であり、特別会計へ助成を行い、記載の成果を収めました。

39ページから40ページにかけては、令和2年度に国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した25事業で、決算額は3億3,648万1,000円で、一

部繰越しもございますが、おおむね100%の執行率で、記載の成果を収めたところでございます。

以上が令和2年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。

次に、令和2年度基金の運用状況についてご説明いたします。

1 ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書ですが、基金の額は3,233万500円で、本年度運用状況については、貸付金返済は12件で166万8,000円、貸付けは継続2件で48万円となっており、本年度末現在高は、現金または預金で2,671万8,500円、貸付けで17件561万2,000円となっています。

次に、2 ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況調書ですが、繰り出しによる基金の額は840万円で、貸付け及び返済の件数は1件、金額はともに840万円で、利子収入は19万3,200円です。

3 ページ、医療資金貸付基金の運用状況ですが、基金の額は300万円で、当該年度の運用実績はありませんでした。

次に、4 ページ、土地開発基金の運用状況ですが、基金の前年度末現在高は3億1,629万2,922円で、本年度運用状況については、土地取得1億238万1,043円で、本年度末現在高の内訳は、現金または預金で4,395万942円、土地では2億7,234万1,980円となっております。

次に、令和2年度財産に関する調書についてご説明いたします。

1 ページ、総括です。

公有財産、(1)、土地及び建物ですが、決算年度中に増減のあった項目のみ申し上げます。

初めに、土地については、公共用財産、その他の施設で9,384平方メートルの増、山林で396平方メートルの増、その他で14万8,548平方メートルの増、合計で15万8,328平方メートルの増となり、決算年度末現在高は9,908万1,373平方メートルとなりました。

建物については、延べ面積計で、公共用財産、学校で4,180平方メートルの増、公営住宅で896平方メートルの減、その他の施設で1,455平方メートルの増、その他が304平方メートルの減、合計で4,435平方メートルの増となり、決算年度末現在高は14万5,802平方メートルとなりました。

次に、(2)、山林ですが、所有面積で396平方メートルの増、決算年度末現在高合計では3,787万6,277平方メートルとなり、立木の推定蓄積量では所有量で2万9,102立方メートルの減、分収量で1,164立方メートルの増、合計で2万7,938立方メートルの減となり、決算年度末現在高は78万1,309立方メートルとなりました。

(3)、有価証券ですが、株券で1,549万円の減額となり、決算年度末現在高は110万円

となりました。

次に、2ページ、(4)、出資による権利については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高合計は4,418万3,500円でございます。

次に、3ページ、物品ですが、増減のあった区分のみ申し上げます。

1、乗用車は1台の増、9、軽四輪車は1台の減、12、福祉車両は1台の減、16、ダンブは1台の増、18、ショベルローダーは2台の減、19、パワーショベルは1台の増、24、フォークリフトは1台の増、26、オートバイは1台の減、27、ミニショベルローダーは1台の減、32、テッダーレーキは2台の増、41、ミキシングフィーダーは1台の増で、合計では1台増の259台となりました。

次に、4ページ、基金についてです。

(1)、育英資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3,233万500円となりました。

(2)、財政調整基金については、元金積立て6億5,780万3,000円と利子積立て1万3,864円から取崩し5億7,500万円との差引き8,281万6,864円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は17億7,818万405円となりました。

(3)、土地開発基金については、不動産、土地について、宅地について460平方メートル増加し、決算年度末現在高は3万3,230平方メートルとなり、宅地以外の土地について462万8,206平方メートル増加し、決算年度末現在高も462万8,206平方メートルとなり、不動産、立木について2万8,928立方メートル増加し、決算年度末現在高も2万8,928立方メートルとなりました。現金については、1億238万1,043円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は4,395万942円となりました。

(4)、医療資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円です。

5ページ、(5)、国民健康保険財政調整基金についても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円でございます。

(6)、減債基金については、元金積立て3億1,070万7,000円と利子積立て3,319円から取崩し3億4,138万円との差引き3,066万9,681円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は8億4,668万1,127円となりました。

(7)、福祉基金については、利子積立て4,986円から取崩し2万円との差引き1万5,014円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億4,650万8,429円となりました。

(8)、町営住宅整備基金については、元金積立て3,320万9,000円と利子積立て5,782円から取崩し4,925万3,100円との差引き1,603万8,318円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は6億5,571万7,342円となりました。

6 ページ、(9)、町有施設整備基金については、元金積立て5,570万円から取崩し3,974万4,174円との差引き1,582万5,823円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は2億5,103万2,304円となりました。

(10)、介護給付費準備基金については、元金積立て1,916万9,997円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億5,978万9,770円となりました。

(11)、学校教育施設整備基金については、利子積立て1,424円から取崩し887万9,129円との差引き887万7,705円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億3,299万8,460円となりました。

(12)、地域交通対策基金については、元金積立て349万1,040円から取崩し1,254万2,647円との差引き905万1,607円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億5,231万924円となりました。

7 ページ、(13)、地域文化振興基金については、取崩し17万9,380円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は9,033万7,520円となりました。

(14)、森林環境譲与税基金については、元金積立て2,607万2,000円から取崩し571万2,800円との差引き2,035万9,200円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は3,262万8,200円となりました。

(15)、標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金については、今年度からの新設で、元金積立て3,610万6,344円で、決算年度末現在高も3,610万6,344円となりました。

(16)、標茶町ふるさと寄附基金についても、今年度からの新設で、元金積立て4,617万6,000円で、決算年度末現在高も4,617万6,000円となりました。

8 ページ以降の行政財産及び普通財産の調書については、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略いたします。

次に、令和2年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、マテリアルリサイクル推進施設整備事業（廃止焼却炉解体事業）で、全体計画の年割額は、令和元年度6,600万円、令和2年度1億1,603万5,000円、計で1億8,203万5,000円、財源内訳は、計で国道支出金6,600万円、地方債1億660万円、一般財源943万5,000円であります。実績につきましては、令和2年度1億1,603万4,600円で、年割額との差は400円の減、計で1億8,203万4,600円で、年割額との差は400円の減となりました。財源内訳は、計で国道支出金は6,600万円で増減なし、地方債は1億660万円で増減なし、一般財源は943万4,600円で、400円の減となりました。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で、全体計画の年割額は、令和元年度1,600万円、令和2年度7,362万8,000円、計で8,962万8,000円、財源内訳は、計で国道支出金6,273万9,000円、地方債2,680万円、一般財源8万9,000円あります。実績につきましては、全体計画と同額となっております。

10款教育費、3項中学校費、事業名、標茶中学校校舎防音事業で、全体計画の年割額は、平成30年度1億6,612万円、令和元年度8億9,234万9,000円、令和2年度6億8,351万8,000円、計で17億4,198万7,000円、財源内訳は、計で国道支出金10億9,093万7,000円、地方債6億5,090万円、一般財源15万円であります。実績につきましては、令和元年度8億9,234万8,200円で、年割額との差は800円の減、令和2年度6億8,351万7,800円で、年割額との差は200円の減、計で17億4,198万6,000円で、年割額との差は1,000円の減となりました。財源内訳は、計で国道支出金が10億9,093万7,000円で増減なし、地方債は5億9,630万円で5,460万円の減、一般財源が5,474万9,000円で、5,459万9,000円の増となりました。

次に、令和2年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明いたします。

初めに、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が発生していないため、比率は出ていません。実質公債費比率は8.7%で対前年比0.1ポイントの減、将来負担比率は27.7%で対前年比0.7ポイントの増となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載される早期健全化基準をクリアしております。

次ページの資金不足比率については、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載される経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書については、説明を省略いたします。

以上で認定第1号から第6号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（本多耕平君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 認定第7号、令和2年度病院事業決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

1、概況について。

（1）、総括事項については、令和2年度の町立病院診療体制は内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。

運営体制は、固定医は内科医師3名、外科は北海道大学大学院医学研究科消化器外科I（以下「北大消化器外科I」という。）から週単位での派遣、小児科は旭川医科大学病院

から週1回の派遣、産婦人科は札幌医科大学附属病院から月1回の派遣を頂く中で運営してまいりました。

土曜・日曜や年末年始など救急外来診療体制については、北大消化器外科Ⅰ及び札幌第一病院から医師派遣を得られたこと、また、人材紹介会社を通じ日曜宿直医師の募集を行ったことによって24時間の診療体制が確保できましたし、内科医師の勤務負担軽減にもつながりました。

道内3医育大学の医局状況は、平成16年から始まった新医師臨床研修制度により大学に残る医師が減少し、地方への医師派遣が厳しい状況にあるにもかかわらず、引き続き派遣していただいたことに感謝申し上げます。

総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき平成28年度に策定した標茶町立病院新改革プランに基づき、町民の生命と健康を守り、また、持続可能な経営を目指していくために当院の果たすべき役割や経営の効率化など、新改革プランの実行に努めてまいりました。

収益的収支の状況は、収入が一般会計からの繰入金6億2,122万8,000円（前年度比4,994万3,000円増）を含め、前年度比4,818万3,000円増の11億6,229万1,000円となったのに対し、支出は、給与費、減価償却費、雑損失の支出が増加したため、経費、支払利息が減少したものの、前年度比4,564万6,000円増の11億5,654万5,000円となり、結果574万6,000円（前年度比253万7,000円増）の純利益を計上しました。

資本的収支の状況は、収入が一般会計への長期貸付金1億円全額の償還を受け、補助金は544万6,000円、負担金は1,051万5,000円、合計で1億1,596万1,000円となりました。支出は、医師住宅の新築工事や特殊入浴装置、眼底カメラなどの器械・器具の更新、購入による建設改良費や企業債償還金で前年度比3,503万円増の1億7,121万5,000円となり、収支不足額については、減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。

高齢化社会が進行する中、町民の生命と健康を守り、安心・安全な生活を支えていくために良質な医療サービスの提供と信頼される病院を目指し、今後とも努力してまいる所存であります。

8ページへ参ります。

(2)、議会議決事項については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(3)、職員に関する事項について。

職員数は、年度末現在の人数であります。前年度と比較して増減のあった箇所についてのみご説明いたします。看護部のうち正看が2名の増、補助員が1名の増、合計では3名の増であります。

9ページへ参ります。

2、工事等に関する事項について。

こちらの金額は、消費税込みの金額で記載しております。

(1)、建設工事の概況については、町立病院医師住宅建設実施設計から町立病院医師住宅電気設備工事までの5件の合計金額は4,577万1,000円であります。

(2)、器械・器具等の購入については、携帯型体温測定機から病室ロッカーまでの23件の合計金額は1,939万3,660円であります。

次に、10ページへ参ります。

3、業務について。

(1)、患者受入れ状況についてですが、入院が9,878人、前年度と比べ591人の減、外来は2万5,319人、前年度と比べ3,010人の減となっております。

1日当たり患者数については、入院が27.1人、前年度と比べ1.5人の減、外来は104.2人、前年度と比べ13.3人の減となっております。

患者1人1日当たり診療収入については、入院が2万8,254円、前年度と比べ1,698円の増、外来は7,222円、前年度と比べ230円の増となっております。

次に、(2)、事業収支に関する事項について。

初めに、収益的収支の状況について。

こちらは、消費税を抜いた金額となっております。

収入についてですが、医業収益は6億9,062万6,967円、前年度と比べ1,885万6,254円の減となっております。内訳は、入院収益が2億7,909万6,362円、前年度と比べ107万9,212円の増、外来収益は1億8,286万137円、前年度と比べ1,521万2,045円の減、他会計負担金は1億7,032万1,000円、前年度と比べ814万円の減、その他医業収益は5,834万9,468円、前年度と比べ341万6,579円の増であります。

医業外収益は4億6,595万1,090円、前年度と比べ6,132万7,112円の増となっております。内訳は、受取利息配当金が163万7,997円、前年度と比べ86万9,011円の減、他会計補助金は1億6,941万円、前年度と比べ4,346万7,000円の増、他会計負担金は2億8,149万7,000円、前年度と比べ1,461万6,000円の増、患者外給食収益は85万7,564円、前年度と比べ28万5,064円の減、長期前受金戻入は481万7,823円、前年同額、その他医業外収益は291万1,306円、前年度と比べ42万1,213円の減、補助金は481万9,400円、前年度と比べ481万9,400円の増であります。特別利益は、その他特別利益で571万2,540円、前年度と比べ571万2,540円の増であります。

収入合計では11億6,229万597円、前年度と比べ4,818万3,398円の増となっております。構成比については、記載のとおりでございます。

11ページへ参ります。

支出についてですが、医業費用については10億9,756万4,694円、前年度と比べ3,803万

9,212円の増となっております。内訳は、給与費が7億5,589万1,947円、前年度と比べ4,646万9,205円の増、材料費は8,948万9,719円、前年度と比べ175万7,500円の減、経費は1億9,073万316円、前年度と比べ703万8,962円の減、減価償却費は5,916万9,726円、前年度と比べ233万1,341円の増、資産減耗費は139万7,440円、前年度と比べ49万565円の増、研究研修費は88万5,546円、前年度と比べ245万5,437円の減であります。

医業外費用については5,326万8,640円、前年度と比べ189万5,633円の増となっております。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が2,087万5,590円、前年度と比べ372万5,238円の減、患者外給食材料費は80万926円、前年度と比べ28万6,112円の減、消費税及び地方消費税は432万8,900円、前年度と比べ147万4,800円の増、雑損失は2,726万3,224円、前年度と比べ443万2,183円の増、特別損失はその他特別損失で571万1,400円、前年度と比べ571万1,400円の増であります。

収入合計では11億5,654万4,734円、前年度と比べ4,564万6,245円の増となっております。構成比及び収入に対する割合については、記載のとおりであります。

次に、資本的収支の状況について、収入ですけれども、資本的収入は投資が1億円、前年同額、補助金が544万5,600円、前年度と比べ544万5,600円の増、負担金は1,051万5,000円、前年度と比べ1,051万5,000円の増、収入合計では1億1,596万600円、前年度と比較して1,596万600円の増となっております。

資本的支出については、建設改良費が6,050万7,054円、前年度と比べ3,130万8,735円の増、内訳は、有形固定資産購入費が1,889万7,054円、前年度と比べ709万8,735円の増、病院建設費が4,161万円、前年度と比べ2,421万円の増、企業債償還金が1億1,070万8,351円、前年度と比べ372万1,104円の増となっております。

支出合計では1億7,121万5,405円、前年度と比べ3,502万9,839円の増となっております。構成比については、記載のとおりであります。

次に、12ページへ参ります。

4、会計に関する事項について。

(1)、企業債の概況についてであります。別紙のとおりでございますので、19ページをお開きください。

一番下の企業債明細書をご覧ください。一番下の合計金額で申し上げます。発行総額21億7,630万円に対し、当年度償還高は1億1,070万8,351円、償還高累計は16億5,412万7,307円となり、未償還残高は5億2,217万2,693円となっております。償還が終了するのは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、13ページへお戻りください。

こちらは、キャッシュ・フロー計算書です。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間の期首から期末までの現金の流れを

表したものであります。

1、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、(1)、当年度純利益から(15)、利息の支払額までの合計額で申し上げますが、8,424万2,561円のプラスとなっております。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)、有形固定資産の取得による支出から(3)、他会計からの繰入金による収入までの合計で、4,454万6,454円のマイナスとなっております。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)、建設改良企業債による収入から(4)、他会計からの償還金による収入までの合計で、1,070万8,351円のマイナスとなっております。

以上のことから、4、資金増加額は2,898万7,756円であり、5、資金期首残高2億308万1,366円を加えますと、6、資金期末残高は2億3,206万9,122円となるものであります。次に、14ページへ参ります。

これは、先ほどご説明申し上げました収益的収入及び支出の明細書でありまして、18ページまで続いております。こちらの説明は、省略させていただきます。

次に、19ページをお開きください。

固定資産明細書についてご説明いたします。

(1)、有形固定資産については、土地からリース資産までの合計金額で申し上げます。年度当初の現在高は31億9,199万7,073円。当年度増加額は5,924万600円、こちらは9ページ記載の税抜き金額となります。当年度減少額は2,794万8,800円、こちらは器械・備品の用途廃止によるものです。年度末現在高は32億2,328万8,873円となっております。減価償却累計額のうち、当年度増加額は5,916万9,726円、当年度減少額は2,655万1,360円、累計では16億3,308万5,945円となり、年度末償却未済額は15億9,020万2,928円であります。

(2)、無形固定資産については電話加入権で、年度当初の現在高38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費、いずれもございませんので、年度末現在高は年度当初の現在高同様38万8,032円となっております。

(3)、投資については長期貸付金で、年度当初の現在高1億円、当年度増加額はございません。当年度減少額1億円で、年度末現在高はゼロとなりました。

次に、3ページをお開きください。

こちらは、損益計算書です。

1、医業収益は、(1)、入院収益から(4)、その他医業収益までの合計で6億9,062万6,967円、2、医業費用は、(1)、給与費から(6)、研究研修費までの合計で10億9,756万4,694円となりました。医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は4億693万7,727円であります。3、医業外収益は、(1)、受取利息配当金から(7)、その

他医業外収益までの合計で4億6,595万1,090円、4、医業外費用は、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費から(4)、雑損失までの合計で5,326万8,640円となりました。医業外収益から医業外費用を差し引いた額は4億1,268万2,450円で、この額に医業損失を加えた経常利益は574万4,723円となりました。特別利益は、(1)、その他特別利益で571万2,540円、6、特別損失は、(1)、その他特別損失で571万1,400円、特別利益から特別損失を差し引いた額は1,140円で、経常利益を加えた当期純利益は574万5,863円となり、前年度繰越利益剰余金はございませんので、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益と同額の574万5,863円であります。

4 ページへ参ります。

こちらは、剰余金計算書です。年度末残高でご説明申し上げます。

資本金は9億8,714万3,067円、剰余金のうち資本剰余金は330万7,000円。

利益剰余金のうち減債積立金、利益積立金、いずれもございません。未処分利益剰余金は574万5,863円、当年度未処分利益剰余金となります。剰余金合計は574万5,863円、資本合計は9億9,619万5,930円となっております。

下段の表は、剰余金処分計算書です。資本金については処分量はございませんので、処分後残高は当年度末残高と同額の9億8,714万3,067円、資本金についても、処分量はございませんので、当年度末残高と同額の330万7,000円。未処分利益剰余金については、当年度末残高574万5,863円を全額減債積立金として処分いたしましたので、繰越利益剰余金ですが、ございません。

5 ページへ参ります。

こちらは、貸借対照表で令和2年度末現在です。

資産の部について。

1、固定資産、(1)、有形固定資産は、イ、土地から、へ、リース資産までの合計で申し上げます。15億9,020万2,928円。(2)、無形固定資産は38万8,032円、投資はございません。固定資産合計では15億9,059万960円となります。

2、流動資産は、(1)、現金・預金から(3)、貯蔵品までの合計で3億1,914万9,887円であります。なお、(2)、未収金、(3)、貯蔵品の内訳は、それぞれ20ページに記載しております。

資産合計、これは固定資産、流動資産の合計ですが、19億974万847円となっております。

6 ページへ参ります。

負債の部について。

3、固定負債は、(1)、企業債と(2)、リース債務の合計で4億2,467万3,745円、4、流動負債は、(1)、企業債から(5)、預り金までの合計で3億2,485万7,759円あります。なお、(3)、未払金及び(5)、預り金の内訳は、それぞれ21ページに記載

しております。

5、繰延収益は、(1)、長期前受金から(2)、長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、1億6,401万3,413円であります。

負債合計、これは固定負債、流動負債、繰延収益の合計ですが、9億1,354万4,917円となりました。

次に、資本の部について。

6、資本金は、9億8,714万3,067円、こちらの内訳は、21ページに記載しております。

7、剰余金は、(1)、資本剰余金と(2)、利益剰余金の合計で905万2,863円となり、資本合計、これは資本金と剰余金の合計ですが、9億9,619万5,930円であります。負債と資本の合計は19億974万847円となっております。

次に、1ページをお開きください。

こちらは決算報告書で、消費税を含んだ金額となっております。

収益的収入及び支出の状況について。

収入のほうからご説明いたします。

第1款病院事業収益、予算額の合計が13億238万5,000円に対し、決算額は11億6,846万8,474円、予算に比べ決算額の増減は1億3,391万6,526円の減であります。

内訳ですが、第1項医業収益は、予算額の合計が6億9,609万6,000円に対し、決算額は6億9,657万714円、予算額に比べ決算額の増減は47万4,714円の増。

第2項医業外収益は、予算額の合計が6億28万9,000円に対し、決算額は4億6,618万5,220円、予算額に比べ決算額の増減は1億3,410万3,780円の減。

第3項特別利益は、予算額の合計が600万円に対し、決算額は571万2,540円、予算額に比べ決算額の増減は28万7,460円の減であります。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税の額は617万7,877円であります。

次に、支出です。

第1款病院事業費用、予算額の合計が13億238万5,000円に対し、決算額は11億5,669万7,235円、不用額は1億4,568万7,765円、予算執行率は88.8%となっております。

内訳ですが、医業費用が、予算額の合計が12億6,835万8,000円に対し、決算額11億2,490万7,082円、不用額は1億4,345万918円、予算執行率は86.9%。

第2項医業外費用は、予算額の合計が2,752万7,000円に対し、決算額は2,607万7,613円、不用額は144万9,387円、予算執行率は94.7%。

第3項予備費は、予算の合計額が50万円、決算額はございませんので、不用額は全額の50万円。

第4項特別損失は、予算額の合計が600万円に対し、決算額は571万2,540円、不用額は28万7,460円、予算執行率は95.2%であります。

2 ページへ参ります。

資本的収入及び支出になります。こちらも税を含んだ金額です。

収入のほうからご説明いたします。

第1款資本的収入、予算額の合計額が1億1,613万4,000円に対し、決算額は1億1,596万600円、予算額に比べ決算額の増減は17万3,400円の減であります。

内訳ですが、第1項投資は、予算額の合計が1億円に対し、決算額は1億円、予算額に比べ決算額の増減はございません。

第2項補助金は、予算額の合計が556万7,000円に対し、決算額は544万5,600円、予算額に比べ決算額の増減は12万1,400円の減。

第3項負担金は、予算額の合計が1,056万7,000円に対し、決算額が1,051万5,000円、予算額に比べ決算額の増減は5万2,000円の減となっております。

次に、支出について。

第1款資本的支出、予算額の合計が1億8,396万8,000円に対し、決算額は1億7,724万781円、不用額は672万7,219円、予算執行率は96.3%であります。

第1項建設改良費、予算額の合計が7,325万9,000円に対し、決算額は6,653万2,430円、不用額は672万6,570円、予算執行率は90.8%であります。

第2項企業債償還金、予算額の合計が1億1,070万9,000円に対し、決算額は1億1,070万8,351円、不用額が649円、予算執行率はおおむね100%であります。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は602万5,376円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,128万181円は、減債積立金処分額320万8,710円、過年度分損益勘定留保資金5,807万1,471円で補填をし、決算を終えたところであります。

本件につきましては、8月23日、書面開催の第1回町立病院運営委員会において承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で認定第7号の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時13分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 静粛に。

水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 認定第8号、令和2年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算附属書類から説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

決算附属書類、令和2年度標茶町上水道事業報告書。

1、概要。

（1）、総括事項。

本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,195戸、給水人口4,166人と計画人口5,020人に対して普及率83.0%であり、前年度と比較して89人の減少となっております。

年間配水量は47万2,611立方メートルで、前年度より0.58%の増加となりました。また、有収水量においては41万4,237立方メートル、有収率で87.6%と前年度を0.1ポイント上回ったところです。また、給水原価につきましては1立方メートル当たり166円47銭となり、供給単価158円4銭に対し、その差は8円43銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,546万4,573円（消費税込み7,201万1,030円）を主として収入合計8,193万4,336円（消費税込み8,853万6,828円）であり、支出については、人件費1,544万7,820円をはじめ、企業債利息532万5,604円を含め支出合計7,315万4,403円（消費税込み7,651万5,335円）となり、877万9,933円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債等償還金2,778万8,936円、配水管布設替え工事等の建設改良費3,565万4,200円（うち消費税324万1,291円）で支出合計6,344万3,136円（消費税込み）に対し、収入は企業債950万円であり、5,394万3,136円の不足が生じたので、この不足金は、減債積立金処分額934万9,320円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額324万1,291円、過年度分損益勘定留保資金4,135万2,525円で補填し、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末においては、当年度利益剰余金877万9,933円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

上水道事業は、公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ、現行の料金水準が保持されるよう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

（2）、議会の議決事項につきましては、記載の3件でございますが、説明を省略させていただきます。

（3）、行政官庁認可事項につきましては、該当事項はございません。

（4）、職員に関する事項、イ、職員数等、専任職員2名。ロ、給与改定は、令和2年

12月1日に実施しております。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

2、工事。

(1)、建設改良工事の概要でございます。記載の5件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取替え工事は2件で466戸の交換を行い、工事費は合わせて2,614万1,500円。上水道開運4線外配水管布設替え工事は、開運地区で185.8メートルを行い、工事費は572万6,600円、上水道桜4号配水管布設替え工事は、桜地区で77.6メートルを行い、工事費は251万2,400円、上水道桜13号配水管布設替え工事は、同じく桜地区で58.9メートルを行い、工事費は127万3,700円です。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3、業務。

(1)、事業量でございます。イ、年度末給水人口4,166人、ロ、年度末給水戸数2,195戸、ハ、年間配水量47万2,611立方メートル、ニ、月平均給水量3万9,384立方メートルです。

続きまして、9ページでございます。

(2)、事業収支に関する事項。

収益的収入及び支出でございます。金額については、全て消費税及び地方消費税抜きの額であります。

収入のほうからご説明いたします。

1、営業収益は7,130万8,173円で、前年度比25万5,672円の減となっております。うち(1)、給水収益は6,546万4,573円で、前年度比6万728円の増。(2)、受託工事収益はゼロ円で、前年度と同じでございます。(3)、一般会計負担金は540万2,000円で、前年度比40万3,000円の減。(4)、その他営業収益は44万1,600円で、前年度比8万6,600円の増です。

2、営業外収益は1,062万6,163円で、前年度比33万6,886円の増となっております。うち(1)、受取利息及び配当金は1,000円で、前年度比8円の減です。(2)、他会計負担金は586万2,000円で、前年度比72万8,000円の増。(3)、長期前受金戻入は419万8,542円で、前年度比39万3,928円の減です。(4)、雑収益は、下水道料金が上水道メーターによる使用水量を算定基準としていることから、水道メーター検針に関わる費用の下水道負担分で56万4,621円で、前年度比2,822円の増です。

水道事業収益合計では8,193万4,336円で、前年度比8万1,214円の増です。

次に、支出でございます。

1、営業費用は6,782万8,799円で、前年度比136万8,673円の増となっております。うち

(1)、配水及び給水費は2,807万6,425円で、前年度比69万9,858円の増です。(2)、受託工事費はゼロ円で前年度と同じ。(3)、減価償却費は3,719万8,756円で、前年度比14万111円の減。(4)、資産減耗費は255万3,618円で、前年度比80万8,926円の増です。

2、営業外費用は532万5,604円で、前年度比71万8,072円の減。うち(1)、支払利息及び企業債取扱諸費は532万5,604円で、前年度比71万8,072円の減。(2)、雑支出はゼロ円で、前年度比も同じです。

3、特別損失、(1)、その他特別損失はゼロ円で、前年度比も同じです。

水道事業費用合計では7,315万4,403円で、前年度比65万601円の増となっております。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

収入、1、資本的収入は、(1)、企業債の950万円で、前年度比270万円の増となっております。

次に、支出でございます。1、資本的支出は6,020万1,845円で、前年度比730万3,576円の増となっております。うち(1)、企業債等償還金は2,778万8,936円で、前年度比17万1,229円の増。(2)、建設改良費は3,241万2,909円で、前年度比713万2,347円の増です。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4、会計に関する事項でございます。

(1)、重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

(2)、企業債及び一時借入金等の概況でございます。

イ、企業債等残高につきましては、16ページをお開きください。企業債明細書中、中ほどの未償還残高の欄に記載のとおりで、合計で1億6,748万4,395円となっております。なお、下段の一般会計借入金明細書は、借入金の未償還残高1億2,830万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロ、一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次に、11ページをお開きください。

令和2年度標茶町上水道事業キャッシュ・フロー計算書です。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期首と期末の現金の流れを表したものです。

1、業務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1)、当年度純利益から(14)、利息の支払額までの支払い合計額で申し上げます。4,515万5,233円です。

2、投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1)、有形固定資産の取得による支出から(3)、他会計からの繰入金までの合計で、マイナス3,241万2,909円です。

3、財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1)、建設改良企業債による収入から(3)、他会計からの出資による収入までの合計で、マイナス1,828万8,936円です。

資金減少額は554万6,612円、資金期首残高は2億2,758万9,070円、資金期末残高は2億2,204万2,458円となります。

次に、12ページから14ページまでの令和2年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、今まで説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの年度当初の現在高は11億3,107万9,615円で、当年度増加額は構築物で864万7,909円、機械及び装置は量水器で2,376万5,000円、車両運搬具ゼロ円、工具・器具及び備品もゼロ円、合計で3,241万2,909円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で147万9,338円、機械及び装置で2,130万1,835円、車両運搬具ゼロ円、工具・器具及び備品もゼロ円、合計で2,278万1,173円の減少となり、年度末現在高は、合計で11億4,071万1,351円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,525万9,315円、機械及び装置で2,074万4,274円、車両運搬具で52万2,000円、工具・器具及び備品13万7,880円、合計で3,666万3,469円。当年度減少額は、構築物で140万5,371円、機械及び装置で1,882万2,184円、合計で2,022万7,555円、累計5億3,062万7,475円、年度末償却未済額は、合計で6億1,008万3,876円となっております。

無形固定資産、施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当年度増加額が53万5,287円、当年度減少額はありません。累計合計は1,385万284円、年度末償却未済額は53万5,843円となっております。

3ページをお開きください。

財務諸表です。令和2年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますので、合計額のための報告とさせていただきます。

1、営業収益、(1)、給水収益から(4)、その他営業収益までの合計で7,130万8,173円。

2、営業費用、(1)、配水及び給水費から(4)、資産減耗費までの合計で6,782万8,799円、よって、営業利益は347万9,374円となりました。

3、営業外収益、(1)、受取利息及び配当金から(4)、雑収益までの合計で1,062万6,163円。

4、営業外費用、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費と(2)、雑支出で532万5,604円、よって営業外利益は530万559円の黒字となり、経常利益及び当年度純利益は877万9,933円となりました。

前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度末処分利益剰余金は877万9,933円となります。

次に、4ページをお開きください。

令和2年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。当年度末残高で申し上げます。初めに、資本金については3億4,880万1,984円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金及び減債積立金についてはゼロ円となります。

利益積立金は変動なしで1,200万円、未処分利益剰余金は877万9,933円、利益剰余金合計は2,077万9,933円となります。

したがって、資本合計は3億6,958万1,917円となります。

次に、下表の令和2年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額の資本金3億4,880万1,984円、資本剰余金はゼロ円となっています。

未処分利益剰余金は、当年度末残高877万9,933円に標茶町上水道事業の設置等に関する条例第6条による減債積立金への積立金で877万9,933円を減額し、処分後残高(繰越利益剰余金)はゼロ円となります。

次に、5ページをお開きください。

令和2年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、イ、土地からホ、工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は6億1,008万3,876円。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権で無形固定資産合計は53万5,843円。固定資産合計は6億1,061万9,719円です。

2、流動資産、(1)、現金・預金から(3)、貸倒引当金合計で2億2,784万490円。

したがって、資産合計は8億3,846万209円でございます。

次の6ページをお開きください。

負債の部でございます。

3、固定負債、(1)、企業債から(3)、修繕引当金までの固定負債合計は3億173

万6,736円。

4、流動負債、(1)、一時借入金から(7)、その他流動負債までの流動負債合計は2,839万9,717円です。

5、繰延収益、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は1億3,874万1,839円で、負債合計は4億6,887万8,292円となります。

資本の部。

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

6、資本金につきましては3億4,880万1,984円。

7、剰余金、利益剰余金合計は2,077万9,933円。

したがって、資本合計は3億6,958万1,917円、負債資本合計は8億3,846万209円となります。

1 ページをお開きください。

令和2年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、予算額合計9,101万1,000円に対し、決算額は8,853万6,828円で、予算額に比べ決算額の増減は247万4,172円の減でございます。

内訳でございますが、第1項営業収益、予算額8,029万6,000円に対し、決算額7,785万4,630円で、予算額に比べ決算額の増減は244万1,370円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は654万6,457円です。

第2項営業外収益、予算額1,071万5,000円に対し、決算額は1,068万2,198円で、予算額に比べ決算額の増減は3万2,802円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は5万6,035円です。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額は8,776万9,000円に対し、決算額は7,651万5,335円、不用額は1,125万3,665円、執行率は87.2%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は7,946万9,000円に対し、決算額は6,906万8,631円で、不用額は1,040万369円、執行率は86.9%、うち仮払消費税及び地方消費税は123万9,832円となっております。

第2項営業外費用、予算額は780万円に対し、決算額744万6,704円で、不用額は35万3,296円、執行率は95.5%となっております。

第3項予備費50万円、不用額は50万円で、執行率はゼロ%です。

次の2ページでございます。

(2)、資本的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項企業債だけで予算額950万円で、決算額も同額で予算額に比べ決算額の増減はゼロ円でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額は6,344万4,000円に対し、決算額は6,344万3,136円、不用額は864円、執行率はおおむね100%です。

内訳ですが、第1項企業債等償還金、予算額2,778万9,000円に対し、決算額2,778万8,936円で、不用額は64円、執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は3,565万5,000円に対し、決算額は3,565万4,200円、不用額は800円、執行率はおおむね100%。うち仮払消費税及び地方消費税は324万1,291円となっております。

資本的収入が資本的支出額に不足する額5,394万3,136円は、減債積立金処分額934万9,320円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額324万1,291円、過年度分損益勘定留保資金4,135万2,525円を補填し、決算を終えたところでございます。

以上、認定第8号、令和2年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

代表監査委員・佐々木君。

○監査委員（佐々木幹彦君）（登壇） それでは、私のほうから、令和2年度の決算審査の意見書につきまして、かいつまんで説明をさせていただきます。

まず、一般会計及び特別会計。基金運用状況、財政健全化についての意見書でございます。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は、(1)、令和2年度標茶町一般会計歳入歳出決算、(2)、国民健康保険事業事業勘定特別会計から簡易水道事業特別会計までの6特別会計歳入歳出決算でございます。(3)、附属書類は、令和2年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、標茶町各会計決算に係る実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

2、審査の期間は、令和3年7月20日から令和3年7月27日まで、実質4日間実施をいたしました。

3、審査の手續、この決算審査に当たりましては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況について、関係法令等に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手續

を実施いたしました。

第2、審査の結果。

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況は、全て法令等に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりでございますけれども、13ページまで省略をさせていただきます。14ページの結びの欄で説明させていただきます。

一般会計及び特別会計の予算執行状況及び収入、支出等財務に関する事務等につきましては、総体として適正に執行されたものと認められました。

本年度の一般会計と特別会計を合わせた総決算額を見ると、歳入167億2,878万5,977円、歳出164億7,375万4,728円で、歳入歳出差引額は2億5,503万1,249円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は1,749万2,000円、実質収支の額は2億3,753万9,249円の黒字、単年度収支につきましては7,624万1,680円の黒字となっています。また、一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入133億2,196万9,671円、歳出131億4,524万485円で、前年度に比し歳入は107.2%、歳出も107.1%となり、歳入歳出差引額は1億7,672万9,186円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は1,749万2,000円で、実質収支の額は1億5,923万7,186円の黒字、単年度収支については4,882万1,137円の黒字となっています。

一般会計の財政構造について見ますと、歳入は主軸となる町税が前年対比103.8%の11億3,892万5,218円、地方交付税は前年対比102.4%の45億4,151万2,000円となっています。さらに不足する財源は、地方債の借入れや基金の取崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が27.6%、依存財源が72.4%と、自主財源の割合が大きく減少しております。

一方、歳出の執行率は88.1%で、その構成割合を見ますと義務的経費は25%、經常経費は33.5%で前年度より増加しています。投資的経費は25.3%で前年度より減少しています。

次に、主要な財務比率で見ますと、經常収支比率は88.5%で1.3ポイント悪化しており、通常75%程度に収まるのが妥当とされていることから、依然として財政は厳しい状況にあります。財政力指数は前年度より僅かに上昇し0.229%となり、公債費比率は6.7%で前年度と変わらず、通常15%とされています警戒ラインをクリアし、実質公債費比率も8.7%で0.1ポイント改善し、地方債許可団体移行の18%をクリアしています。

基金積立金につきましては、財政調整基金など16の基金全体で5,324万1,480円増加して、本年度末残高は44億784万8,666円となっています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務づけられた実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準

以下でありました。

また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下ではありますが、長引くデフレ経済で地方を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況の中、基幹産業である酪農畜産情勢が堅調であることは明るい兆しではありますが、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望を含め適切に応えなければならないと考えます。

また、自主財源の中でも大きな割合を占めます町税や、町民が直接受益を得ている税外収入金に多額な収入未済額が出ています。各担当課で収納対策に努力されているものの、令和2年度収入未済額、現年度、滞納繰越金を含みますけれども、町民税におきましては、個人、法人で1,179万5,393円で192万725円減少しており、特に現年度個人の徴収率が前年度と同じ99.2%と努力されていますが、まだまだ多額の収入未済額が残っています。また、固定資産税の収入未済額は4,741万6,471円となっています。

税外収入未済額は2億8,420万6,504円で、収納率の上がっているものもありますが、依然として農業費分担金、農業用水道使用料、住宅使用料、児童福祉負担金、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などは多額となっていることから、滞納繰越金の徴収に注力しながら、現年度の収入未済額を出さない、増やさないことが肝要であります。

歳出削減と同時に自主財源の確保は、ますます重要な課題となっており、町民一人一人が義務を果たし、協働のまちづくりの理念の下に理解を深め、さらには将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するところであります。

次に、15ページ、3、特別会計（1）、国民健康保険事業事業勘定特別会計であります。16ページ中ほどの結びの欄で簡単に申し上げます。

2行目の後ろのほうから入りますが、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入11億2,187万4,923円、歳出11億150万328円で、前年度に比べ、歳入は0.1%、歳出は1.2%それぞれ減となり、歳入歳出差引額は2,037万4,595円の黒字であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税が、収納対策の効果により、収納率が92.4%で、収入未済額は2,560万8,755円となっています。また、一般会計からの繰入金は、前年度に比べ24万5,370円減の6,627万4,624円となっています。歳出では、保険給付費6億7,192万2,658円で、前年度より142万7,930円減少しています。

当会計の安定運営には保険税収入の確保が重要な課題であり、総体として依然厳しい収納環境ではありますが、負担の公平性の観点からも引き続き収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域、関係団体と連携協力した効果的な事業の推進と併せて、財政の健全運営の確保に努めることを期待します。

次に、（2）の下水道事業特別会計でございますが、17ページ中ほどの結びの欄で申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況は、歳入歳出ともに5億4,577万463円で、前年度に比べ歳入歳出ともに18.5%の増となり、歳入歳出差引額がゼロ円であります。

また、本事業の基本財源であります下水道使用料につきましては、調定額、収入額はほぼ前年度と同額であります。収入未済額は前年度に比べ115万7,140円減少しています。今年度は不納欠損処理を行っていませんが、今後においても収納対策の強化を図り、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであり、引き続き効率的、効果的な運営をされることを望みます。

続きまして、(3)の介護保険事業特別会計の保険事業勘定と(4)の介護サービス事業勘定を併せて18ページの結びの欄で報告いたします。

保険事業勘定では、歳入8億6,331万2,688円、歳出8億3,257万3,527円で、歳入歳出差引額は3,073万9,161円の黒字であります。

歳入では、基本財源の保険料収入が1億6,261万910円で、収入未済額は458万8,010円あります。収入未済額は減少していますが、当会計の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を強化していく必要があります。また、繰入金は1億6,392万3,900円で、前年度より688万6,600円増加しています。歳出では、保険給付費が7億2,253万9,137円で前年度より1,001万9,471円減少していますが、高齢化が進む中、今後も増加することが想定されます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入5億2,394万6,659円、歳出5億2,394万3,838円で、歳入歳出差引額は2,821円の黒字であります。歳入では、基本財源のサービス収入が3億1,825万7,959円で前年度より5,109万9,364円減少し、繰入金が2億48万5,000円で前年度より4,686万9,000円増加し、歳出では、サービス事業費が5億2,394万3,838円で前年度より665万3,186円の減少となりました。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加が想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待します。

次に、(5)、後期高齢者医療特別会計であります。

19ページ最上段の結びのところで簡単に申し上げます。

歳入は1億1,867万7,039円、歳出は1億1,807万1,761円で、歳入歳出差引額は60万5,278円の黒字であります。歳入では基本財源の保険料で収入未済額が前年度より26万5,960円減少しているものの、引き続き収納対策の強化が望まれます。一般会計繰入金3,546万3,101円は、前年度より48万233円増加しています。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が1億1,788万3,335円で、支出済額のほとんどを占めています。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加などにより、今後さらに町の負担が増えることが想定されますが、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

続きまして、(6)の簡易水道事業特別会計であります。

19ページ、最下段の結びの欄で簡単に申し上げますが、今年度の歳入は2億3,323万4,534円、歳出は2億665万4,326円で、歳入歳出差引き額は2,658万208円の黒字であります。

歳入では、基本財源の使用料で収入未済額が96万3,340円発生しており、今後も滞納繰越しとならない収納対策の強化を望むとともに、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

次に、20ページの4、財産に関する調書であります、これにつきましては省略をさせていただきます。

続きまして、21ページ、令和2年度標茶町基金の運用状況の審査意見であります。

1から3までは省略をさせていただきます、4の審査の結果であります、審査に付された令和2年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められ、また、基金運用状況は妥当であると認められました。

ちなみに2年度末の現在高は、前年度より5,324万1,480円増加し、44億784万8,666円となっております。表につきましては、省略をさせていただきます。

次に、22ページの令和2年度標茶町財政健全化審査意見であります。

1から3につきましては、省略いたします。

4の審査の結果及び意見であります、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

健全化判断比率では、実質公債費比率8.7%、将来負担比率27.7%、資金不足比率につきましては、資金不足額が発生していないということであります。

続きまして、別冊の標茶町公営企業会計決算審査意見に移らせていただきます。

まず、令和2年度標茶町病院事業会計決算審査意見であります。

第1、審査の概要。

審査の対象は、令和2年度標茶町病院事業会計決算。

2、審査の期日、令和3年6月22日に実施いたしました。

3、審査の書類は、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表のアの損益計算書からエの貸借対照表まで、(3)、アの事業報告書からオの企業明細書までの附属書類であります。

4、審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計算はいずれも正確であるとともに、令和3年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認めました。

財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりでございますけれども、6ページまで省略させていただきます。7ページの結びの欄で5行目から説明をさせていただきます。

当年度の業務量は、入院延べ患者数9,878人、外来延べ患者数2万5,319人で、前年度と比較すると入院は591人の減少、外来は3,010人の減少となりました。これらに従事する職員は、令和3年3月31日現在、93名で運営されています。

経営成績は、総収益11億6,229万597円、総費用11億5,654万4,734円で、差引き純利益574万5,863円が計上されました。

医業収支では、医業収益は6億9,062万6,967円、医業費用が10億9,756万4,694円で、差引き4億693万7,727円費用が上回っていますが、不足額につきましては一般会計の補助金と負担金4億5,090万7,000円を主なものとする医業外収益によって補填をされております。

また、医業費用では、前年度対比103.6%で人件費の増加が主な要因であります。

医業収支は、患者数、入院基本料等の変動がより大きく影響を及ぼすことから、医師、看護師、病院職員が一丸となって医業収益の確保、さらには病院経営の安定に引き続き努力されることを期待します。

資本的収支につきましては、収入が1億1,596万600円で、支出が器械・器具購入、企業債償還金等の資本的支出額1億7,724万781円が執行され、不足する財源は過年度分損益勘定留保資金と減債積立金処分額で補填されています。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医師及び看護師等の医療従事者の確保、診療報酬改定等で厳しい状況にありますが、自治体病院は「地域住民の命、健康、暮らしを守る」地域の財産であることから、病院関係者をはじめ行政や住民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、住民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望みます。

最後に、標茶町上水道事業会計であります。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は、令和2年度標茶町上水道事業会計決算。

2、審査の期日は、令和3年6月23日、1日間でございます。

3、審査の書類は、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、アの損益計算書からエの貸借対照表まで、(3)、アの事業報告書からカの一般会計借入金明細書までの附属書類であります。

4、審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び

事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状態が適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付されました決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、令和3年3月31日現在における財政状況及び経営成績が適正に表示されているものと認めました。

財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認めております。

審査の結果の概要は以下のとおりであります。8ページまで省略させていただきます。9ページの結びの欄で8行目から説明させていただきます。

令和2年度の経営成績は、総収益8,193万4,336円、総費用は7,315万4,403円の決算額で、差引き877万9,933円の純利益を生じ、減債積立金として処分されました。

財務状況は資産合計8億3,846万209円で、前年度と比較して1,403万6,067円の減少となっております。内訳は資産で固定資産の減少、負債で借入金の減少が大きな要因であります。

資本的収支は、総額6,344万3,136円執行されており、この資金は企業債の発行で950万円を調達し、不足する5,394万3,136円は、過年度分損益勘定留保資金4,135万2,525円、減債積立金934万9,320円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額324万1,291円で補填されています。

水道使用料の未収金につきましては、現年度分、滞納繰越分、それぞれについて収納対策の効果が見られ、当年度は579万8,032円で前年度より115万3,990円減少しているものの、今後もさらなる収納対策に努力されることを望みます。

また、有収率が87.6%で前年度の87.5%を上回っていますが、今後も不明漏水の解決に向けての努力を望みます。

上水道事業経営は、給水人口の影響が大きく、今後も人口の減少や節水意識の高まりなどから、給水収益は年々減少するものと予測されますが、経費節減などの経営努力により収支のバランスが保たれることと安全で安定した水道水の供給のため、引き続き的確な水需要の予測、使用料の収納対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進を図られるよう努められることを望みます。

以上をもちまして、決算審査意見書の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（本多耕平君） これより認定8案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第6号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書につ

いて、それぞれ歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は款ごとに行います。その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第7号及び認定第8号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質問を許します。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ゆっくりやりますから、あまり慌ててページを開かないで結構です。2款ありませんか、総務費。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。皆さん、なければない、あれば挙手をお願いいたします。黙ってでは前へ進みませんので。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。4款衛生費です。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、5款労働費について質疑を許します。しっかり目を通してください。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 59ページ、3日除雪対策費なのですけれども、これ、例年除雪の委託を受けて、関係する業者さんのほうからいろいろお話を聞くのですけれども、雪がたくさん降るときはそれなりに仕事量があるので助かるというお話も受けてはいるのですけれども、雪がないときには本当に車両を維持するのが大変だと。ましてや、ここ最近、本当に人件費も高騰していたり、あとは人手不足、そういったものが重なって、冬場の除雪のための費用というのが相当かさんできていると。去年、おととしかな、一部前渡金という形で町のほうからも出していただけることにはなったのですけれども、車両の維持に関してはそれでどうにか賄えるにしても、人件費というのは、実は足りていない状態です。ただでさえ人がいないところで、少しでも多く、いわゆる人件費、たくさん用意しないことには人も集まらない、そういった状況の中で、今後やり方を少し変えていかなければいけないのかなというふうに思っているのです。今までは車両の維持費を最低限度として町のほうで補償しますよという形でこの金額でやってきたのかというのはあるのですけれども、これからやはり委託先で除雪、除雪というのは町民サービス、住民サービスの冬が一番大きな部分だと思うので、そういったところでは冬の除雪作業に関わる人件費の負担というものが今後必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺の考え方というのを教えていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

除雪に関しては、ここ数年確かに降雪量も少なく、除雪業者さん、機械の維持費等という部分については苦慮しているという話は業者さんからも聞いておりますし、その部分でいきますと、以前の最低補償額よりも昨年、令和2年から補償の方式を変えまして、一番実働の時間が最近多いのが年間50時間ちょっと、60時間とかという部分が多いので、その部分が一番厚くなるような補償の方式、委員おっしゃるとおり、機械の維持経費の部分に関してですけれども、その部分を補償するような形では考えております。北海道や国のほうでは、待機補償という部分で人件費の部分についての補償も確かに見ているようですけれども、本町の場合、除雪専門にやるという業者さんがなかなかいないところもありまして、その待機補償で人件費を見たときに、本当に除雪に係る部分が幾らなのだろう、ほかの仕事している部分が幾らなのだろうという部分もございます。運転手が減ってきている中で、各業者さん、運転手の確保とかにも苦慮しておりますけれども、その部分についてももう少し検証していかないと、なかなかその上乘せという部分については難しいのかなというふうに今思っているところでございますけれども、今後、各除雪業者さんからはいろんな要望も来ていますので、その中で解決していけるものがございましたら、お互い協力しながら解決していくという方法を取っていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 長尾君、いいですか。

○委員（長尾式宮君） はい。

○委員長（本多耕平君） ほかに土木費でご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 70ページの博物館費の中で需用費、予算に対して120万円ほど不
用となっておりますけれども、どのようなことでの不用なのか伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

博物館費の需用費につきましての執行残につきましては、主に燃料費の残でありました。
本来であれば決算に近づくような形のほうが適切だと思うのですが、一応そういう形での
執行残という形になります。

○委員長（本多耕平君） 鈴木委員、いいですか。

○委員（鈴木裕美君） はい。

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。ございま
せんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、12款公債費について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ございま
せんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ござい
ませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、15款予備費について質疑を許します。ご質疑ござい
ませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございま

せんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 19ページ、毎年質問しているのですが、アイヌ住宅改良資金貸付金についてなのですが、2つ質問します。

1つは、どなたがというか、役場が徴収しているのだけれども、実際にどういう形でこれを納められているのか。本人が来て納めているのか、誰かが徴収しに行っているのか。

もう一つは、これ当初予算に対して収入済額が増えていますよね。この3,200万円ほどの収入未済額に対して当初が32万円、これ、どういう基準でこういう当初を決めているのか、その2つについて伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

まず、1点目のどういう形で納めているのかという形でございますが、令和元年度までは徴収を委託してお願いをしておったところなのですが、令和2年度からは町が直接徴収する方式に変えております。といいますのも、もともと委託していた方が高齢になって、これ以上無理だということで頂いたものですから、その部分についてどなたが適当な方がいないかというところを探してはみたのですが、なかなか見当たらないところで、直接徴収という方法に変えさせていただきました。

それから、2点目につきましては、当初予算の予算額と徴収金額の差でございますけれども、この32万5,000円の部分につきましては、当年度分の徴収予定額でございます。その年に賦課といいますか、収納を予定している金額が32万5,000円で、たまたま令和2年度につきましては、そのほかに滞納分でその差額の部分が収納されましたので、結果として55万8,000円という収納になっているというところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 1点目の直接役場が徴収していると。徴収をしに行っているのですか。それとも、払いに来てもらっているのですか。それが1点目。そういうふうに聞いたのですけれどね。

それから、もう一つは、未済額はこれだけあるのに当初で32万円何がしという金額、どういう基準で決めているのかというふうに聞いたのですよ。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 失礼いたしました。お答えします。

基本的には徴収については来ていただいている、滞納繰越分という部分が大半ですので、依頼があれば当然伺いますけれども、基本的には納入義務者が来ていただいて支払っていただくという方式でやっております。

2点目の32万5,000円の算出根拠でございますが、何年計画というところは今ちょっと失念しているのですけれども、これはもともと令和2年度に頭から当該年度分として賦課予定している分という形、滞繰分ではないということですね。これはお1人分の方で、その部分については、いつの部分、率とかという部分につきましては、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、結局、お1人分と今言いましたけれども、大体この人ぐらいしか払ってもらえないから32万円にしているのか、何年計画という話も出たのですけれども、これでいったら100年の計画ですよ。このままいけば。だから、どういう基準でこの32万円という当初を出しているのか、それを聞いたかったのですけれども、これは難しいでしょうかね。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） もともとの部分でいきますと、例えば100万円とかという償還額があった部分を5年なら5年、10年なら10年で分割して毎年20万円ずつとか、10万円ずつとかという形での償還額になります。それがたまたま令和2年度分については、令和2年度分として32万5,000円が償還額として当初予算の中で予算要求をさせていただいたという形でございます。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時36分

○委員長（本多耕平君） 再開いたします。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

まず、収入未済額としての3,200万円ほどなのですが、これについては昭和53年から平成26年までの未済額で合計で143件のそれぞれの方々に貸付けをしたものの残りという形でございます。そのうち、令和2年度分につきましては、普通に償還されている方の最終年がたまたま令和2年度で、その方の令和2年度分の償還額が32万5,000円だったという形の予定で、これを当初予算として32万5,000円を計上させていただいたという形でございます。

○委員長（本多耕平君） いいですか。

○委員（深見 迪君） 総括でもうちょっと詳しく聞きます。

○委員長（本多耕平君） そうですね。深見委員、では総括で引き続いてということで、質疑のほうはお願いいたします。

ほかにございますか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 歳入全般としてお伺いいたしますけれども、いわゆる不納欠損額、いろんな分野に出ておりますけれども、19ページの第三セクターの3,000万円に関しては、私はこれとはやかく、これは除きまして、ほかの部分についての不納欠損の認定する基準というものはどういうところでやっているのか、それだけお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） いろんな分野があるからな。

（「ちょっといろんな分野」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

まず、税の部分についての説明になります。

各種不納欠損に行くまでには、収納対策といたしまして、様々な取組をいたします。ただ、残念ながら、そういった努力に対しまして、収納することに至らなかった場合には、最終的に不納欠損という形になるわけなのですが、税につきましては、不納欠損につきましては、当然ながら地方税法の規定に基づいて手続をしているところでございます。

不納欠損をする前段で、まず滞納処分の執行停止という手続がございます。滞納処分執行停止の要件といたしましては、地方税法第15条の7第1項に規定が3つございます。まず、第1号で財産がないとき、第2号でその生活を窮迫、困窮させるおそれがあるとき、第3号で滞納者の所在または財産がともに不明であるとき、こういったいずれかに該当する場合は滞納処分の執行停止をすることができます。滞納処分の執行停止をかけた後、第4項にその執行停止が3年間継続したときは、徴収権が消滅するというふうになってございます。ただ、停止してからその3年間何もしないで放っておくということではございません。通常はその方の資力調査を続けまして、その上で3年間経過した段階で期間満了ということで、不納欠損をするという手続を進めております。

ただ、通常、執行停止期間の3年間において資力の回復状況を常に監視するわけなのですが、滞納処分の執行を停止した時点で、将来において資力の回復が全く見込めない状態、例えば法人が解散して事業の再開の見込みが全くないときなどにつきましては、そのまま放置しておくというのも不合理なことです。第5項にそういった場合については、直ちに消滅させることができるという、即時消滅という規定がございますので、この規定によって不納欠損の手続をしている場合もございます。

また、第18条第1項には、地方税法の徴収権といたしまして、5年間行使しないことに

よって時効により消滅するという規定もございます。滞納処分 of 執行停止中でも時効が優先するというケースや、法定納付期限より5年間経過して時効を迎えてしまったものなどについて不納欠損の手続をするということになります。

以上です。

○委員長（本多耕平君） いいですね。

○委員（松下哲也君） はい。

○委員長（本多耕平君） ほかに歳入について。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 7ページの5目、農林水産業使用料なのですが、農業用水道使用料に関して、これは農家の方々が離農されてそこにお住まいになっているのか、あるいはこの農業用水を使つての農業者以外の方と申しますか、それが大体どのぐらいの件数あるのでしょうか。伺っておきたいと思ひます。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） この農業用水道使用料の滞繰分につきましては、平成29年から会計が簡易水道に変わったものですから、予算書の計上では一般会計のほうに出ています。今現在、未済額935万5,860円の内訳ということなのですが、農業用水道については、一般用と農業用水道用の2種類がありまして、一般用は地域の方が農業として業をやられていなくて一般家庭で使っている場合は一般用、農業を業としてやられている方は農業用ということで、基本水量含めて若干違うのですが、その内訳につきましては、未済額全部で659件の方がいらっしゃいます。その内訳、一般用と農業用の内訳はちょっと押さえておりませんので、後ほど内訳について説明させていただきたいと思ひます。

○委員長（本多耕平君） よろしいですね。

ほかにございますか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 19ページ、アイヌ住宅改良資金貸付元利収入についてですが、先ほども同僚委員から話がありましたけれども、この収入未済額の3,200万円余りに対する資力調査というのは、毎年行われているのでしょうか。

それともう一つは、この3,200万円に関して、個別の返済計画といったものは立てられているのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず、1点目の資力調査という部分で申しますと、まだそこまではやっていないというのが現実でございます。それぞれ毎年、取りあえず支払いのお願いという部分でいくと、負債の確認とかはやっているところでございますが、資力に関してまでは今のところ調査

はしていないというところでございます。

また、3,200万円の個別に返済計画という部分でございますが、既にいろんな方々がいらっしゃいまして、取りあえず払っていただくようお願い、債務の確認等の部分は行っているところでございますが、個別に返済計画を具体的に作成してというところまでは至っていないというところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、なかなか収納が回収が進まないという状況です。元年までと2年からで徴収方法が変わったということで、地元の出身の方が丁寧に回収に回っていた状況から、自主的に納めに来ていただくというようなことになっているわけで、ますます収納というのが滞りやすくなる、そういう状況ではないかと思えますけれども、何かそれに対する手だてというのは、特に考えられているでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 今、具体的に活動という部分ではまだしてはいたないのですけれども、町の職員が地域に入って個別に当たっていただく中で、できるだけ返済をしていただくようお願いをしていく活動というのは当然必要だというふうに思っております。

また、一方で、今後の町の、俗に言う税外収入全般に関しては、どのように処分をしていくかというところでいくと、今どういうふうにやっていくかという研究、勉強する場も立ち上がっておりますので、それら含めて総合的に判断をしながら、対応していきたいなと考えているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。いいですか。関連してあれば、もしできれば、総括のほうがもっと詳しく聞けると思いますので、今のこの事案については、もしご意見がある方たちは総括で明日といいますか、これは私からのお願いです。していただければと思います。

ほかにございますか。首、横に振らないで、縦に振ってください。歳入一括して質疑を許していますが、ございませぬか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 続いて、では、なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。実質収支に関する調書について質疑を許します。ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 85ページの4目の出産育児諸費なのですが、予算で1,000万円のところ2分の1の不用額が出ておりますが、これは過大予算の見積りだったのではないかというふうには私は感じるのですが、これだけ残したということは、どう解釈すればいいのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

過大の見積りという指摘でございますけれども、当初予算要求の段階では見積りを年間出生数を25人というふうに見込んでおりましたけれども、実際この医療給付に該当された方が12人ということで、思ったより出産数がなかったということの半分の500万円程度の執行残という状況になったというところでございます。見積りが甘かったというご指摘であれば、そのような状況があるのかなというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。いいですか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 歳入のほうもいいのですね、一括だから。

○委員長（本多耕平君） ごめんなさい。歳出だけです、一括して。

○委員（鈴木裕美君） ごめんなさい。

○委員長（本多耕平君） 歳出なければ、いいですか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） では、歳入一括して質疑を許します。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 78ページの国民健康保険税で一般被保険者の普通徴収なのですが、節の4、5、不納欠損も出ておりますし、収入未済額がこれだけ出ておりますが、これは何世帯といいますか、何件で、同じ方の滞納という理解をしてよろしいですか。

○委員長（本多耕平君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

国民健康保険税の令和2年度不納欠損の内訳についてなのですが、先ほどの説明と若干重複する部分があるのですが、まず全部で70件で14名ということでございます。3年の期間満了が67件、13人で、5年間の時効を優先したものが3件、1人で、合計70件、14人という内容でございます。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君、いいですか。

○委員（鈴木裕美君） はい。

○委員長（本多耕平君） 歳入、ほかにご意見ございますか。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

続いて、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。歳出一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。実質収支に関する調書についての質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。歳出各款一括して質疑を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。歳入一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。歳入一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第5号を終わります。

次に、認定第6号、簡易水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第6号を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第7号、標茶町病院事業会計決算附属書類について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第7号を終わります。

続いて、認定第8号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 委員長、上水道事業と言ったものね。

○委員長（本多耕平君） はい。

○委員（深見 迪君） 附属書類についてちょっと伺いたいのですが、これは、さっき監査の委員長のほうからも説明があつて、そうかなと思つたのですが、前年度と比較して89人の減少となっているということなのですが、監査のほうでは今後も人口減少や節水意識の高まりなどから給水収益は年々減少予測されるというふうに言っているのですが、それはそのとおりですか。この89人の減少というのは人口減少によるものなのか、まず聞きたいのですが。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） お答えしたいと思います。

人口減少も89名の中に入っておりますが、転出される方も中に入っておりまして、合わせて89人ということになっております。ただ、自然減といいましょうか、自然に亡くなられて減っていくという率のほうが圧倒的に高いということでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） それはそのとおりだと思うのですが、普及率83%というからには、計画人口というのがあつて、その83%だと。これは計画人口というのは、やっぱり目指しているのですか。こういう自然減とか人口減とか転出とかはこれからも見込まれると思うのだけれども、この間の町でつくった計画を見ても。それでも計画人口5,020人に対してこれを目指すというふうを考えて、こういうふうにかかれてあるのですか。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） 計画人口の設定につきましては、実はちょっとタイムラグがありまして、当時給水人口を設定したときの人口で、今だんだん標茶町も総体として7,000人台になってきている中で、ある一定のどこかの時期を見ながら、この給水人口というものの数値の見直しも必要になってくるのかなというふうには担当のほうでは思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） ほかに。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 監査委員の結びの欄での指摘に、今後も引き続き不明漏水の解決に向けての努力をというふうに監査委員から指摘をされておりますが、今回の附属書類の中で、総括事項の中には不明というのが記載をされておりませんが、この不明水は、かなり前から漏水があるということをおかれてきております。そういう意味では、調査をするということの計画性はないのでしょうか。総括もあるから。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） 平成30年のときに、かなりやっぱり町内で漏水が多くて、配水流量もいつか数字が上がったときがございました。市街地の全町的に調査をしたときに、エリアを絞って調査をさせていただいたときの部分でいきますと、開運町がその調査をしていく段階でちょっと漏水の量が多いという判断が生まれて、かといって特定のその場所という調査の仕方というのはなかなかちょっと難しい部分あるものですから、水道課としては、去年もさせていただいたのですけれども、水道の本管の布設替え工事をやっていく段階で開運町の部分でちょっとエリアを大きくして、布設替え工事をするることによって管が新しくなるので、そこで少しでも漏水を防げていけるのではないかという判断の下に、去年と、それから今年も順次やる方向ではおります。

なかなか漏水といいましても、本管から漏水なのか、あるいは給水管、各家庭についている栓のところで漏水しているのかというのがなかなか見つけづらい部分も実際にはあるものですから、まずは1日20トン以上漏水が出ると地表に現れるのですけれども、そこまで至らない小さな漏水については発見するのがなかなか難しいということもありまして、今エリアを絞って開運地区の布設替え工事を一緒にやることによって、管が新しくなることによって、少しでもそういう漏水を抑えていこうという考えで水道課のほうでは対応しているところでございます。

○委員長（本多耕平君） よろしいですか。

○委員（鈴木裕美君） はい。

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。

油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） 先ほど鈴木委員からご指摘ありました農業用水道の関係の部分なのですけれども、今、調べているのですけれども、未済額の部分の内訳というのがちょっと時間がかかっているものですから、今年度143万1,000円の収入になった部分の内訳の部分はすぐ出たので、それだけ報告させていただいて、あと未済額の内訳につきましては、ちょっとまた後ほどということとさせていただきますと思います。

収入の143万円の内訳としましては、農業用水道が93万9,850円の収入、それから一般用としては49万1,170円の収入で、令和2年度は143万1,020円の決算をしているところでございます。未済については、もうしばらくお時間を頂ければと思います。

○委員長（本多耕平君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、財務諸表について質疑を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、決算報告書について質疑を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) 質疑がなければ、以上で認定第8号を終わります。

◎散会の宣告

○委員長(本多耕平君) お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定第8案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3時08分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

年長委員

黒 沼 俊 幸

委員長

本 多 耕 平

令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

令和3年10月7日（木曜日） 午前 9時53分 開議

付議事件

- 認定第 1号 令和2年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 令和2年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 令和2年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（10名）

委員長	本 多 耕 平 君	副委員長	鴻 池 智 子 君
委員	渡 邊 定 之 君	委員	類 瀬 光 信 君
〃	長 尾 式 宮 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	鈴 木 裕 美 君	〃	深 見 迪 君
〃	黒 沼 俊 幸 君	〃	後 藤 勲 君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	齊 藤 昇 一 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君

保健福祉課長	石 塚 剛 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
観光商工課長	三 船 英 之 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教委管理課長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長	服 部 重 典 君
中央公民館長	
農委事務局長	川 村 勉 君
監 査 委 員	佐々木 幹 彦 君
監 査 委 員	熊 谷 善 行 君
監査事務局長	中 島 吾 朗 君
会 計 管 理 者	
兼 出 納 室 長	瀬 山 祐美子 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(委員長 本多耕平君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長(本多耕平君) 昨日に引き続き、令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

(午前 9時53分開議)

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長(本多耕平君) 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

昨日に引き続き内容質疑を行います。

水道課長・油谷君。

○水道課長(油谷岳人君) 昨日、鈴木委員からのご質問に対しまして回答を保留しておりました農業用水道使用量未済額の用途別の内訳でございますが、お答えさせていただきたいと思っております。

未済額935万5,890円、件数では659件となります。用途の内訳でございますけれども、農業用が891万4,580円で493件、もう一つは一般用でございますして44万1,310円、件数でいきますと166件となっております。

本未済額の滞納繰越分につきましては、引き続き公平な住民負担を求めることから収納対策に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○委員長(本多耕平君) よろしいですか。

続いて、保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君) 昨日の類瀬委員からのアイヌ住宅に関するご質問の中で、資力調査の部分につきまして、できていないというふうにお答えはしていたのですが、できていないということにつきましては、あくまで私債権であって、強制的な調査権を持っていないということですのでできていないというふうにお答えしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長(本多耕平君) いいですね。

初めに、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 何点か伺いたいというふうに思いますが、まず3ページの1行目、労働者対策で民間林業への検診費用ということなのですが、これが何件検診を受けられているのか。

それと、民間林業ということで、林業者にここでは限っているのですが、最近、土木労

働者においても、これは多分、振動病の検診なのですが、振動病が発生しているということが見受けられておりますけれども、ここではあくまでも林業労働者に限るということですか。

(何事か言う声あり)

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） すみません。お答えいたします。

今回、林業病ということで、白ろう病の検診でございまして、令和2年度につきましては、7名の助成を行っております。観光商工課で持っているのがこの白ろう病の検診に係るものでございますので、その他の振動病に関しては助成の対象はございません。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 7ページ、教育の関係ですが、下から5行目の「また、不登校・いじめ防止に関わる」というふうに書かれておりますが、不登校に関して何うと結構な児童生徒がいらっしゃるというふうには伺っておりますが、不登校に対しての保護者と児童生徒に対してどういう対応を取ってきたのか、内容を伺っておきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

不登校の児童生徒の保護者への対応についてであります。学校の方でまずは日常的にきめ細かく連絡を取り合って、長期間顔が見えないということがないようにしております。目安としては、1週間に及ばないように必ず対面して、健康の状態、安全の状態等を確認するようにしております。そして、あわせて養護教諭、スクールカウンセラー、その他専門機関のお話を聞けるような、そういうつなぎをできるように保護者のほうには勧めております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 続きまして、21ページの施策の成果の6番目の下段です。「無料クーポン券」を配布し受診率の向上」というふうに書かれておりますが、このクーポン券の受診率というのはどのぐらいいらっしゃるのかというか、何%ぐらいになるのでしょうか。年齢別にクーポン券というのは配られていることは理解をしておりますが、クーポン券を頂いての受診率を伺っておきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

新たなステージに入ったがんの検診クーポン事業ということで、子宮頸がんについては20歳のとき、それから乳がんについては40歳のときにクーポンをお配りしています。結果として、令和2年度の実績でいきますと、子宮頸がんのクーポンの配付数が13件で、受診者が3名で、受診率としては23.1%、それから乳がん検診に関しましては、令和2年度35件の発送をしております、受診者が10名、率として28.6%という結果になっております。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 次の22ページです。

12番目の歯科保健事業で、ここで「また、全保育園・幼稚園にフッ化物洗口を行った」というふうに書かれておりますが、私が聞いているところでは、昨年は、要するにコロナの関係上でフッ化物洗口は、今もですが、行っていないというふうに伺っておりますが、このように書かれているのは、行っていたのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 保育所事業におきましては、フッ化物洗口を去年も実施しております。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

幼稚園については、昨年度、今、委員からお話あったようにコロナの関係で実施しておりません。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 総括に入らないように言いますが、コロナ対策で幼稚園は行っていない、保育園は行っているというのがちょっと。私は、ではその方から聞いたのは、幼稚園の保護者だったのかなというふうに思うのですが、両方とも行わなかったのではないかなという記憶があるのですが、そのようなので理解をいたしますが。

ごめんなさい。それでは、次に29ページです。

林業の振興の施策のところでは森林整備担い手対策、この関係ですけれども、45万5,000円の対象人数、それから対象事業者とあるのですよね、これに対しての。その事業者数とで教えていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

対象人数ですが22名で、事業所が9事業所となっております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございますか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 8ページ、16行目です。

G I G Aスクール構想実現のため1人1台端末が児童生徒に渡ったということですが、報道によれば、その端末がいじめのツールとなってということが報道されています。要するに、チャット機能を使って悪口を書き込んだりとかという形のいじめが起きたというふうになっています。そういったことを防ぐためにはパスワードの管理というものが重要であるということなのですが、標茶町の場合、そのパスワードの管理というのは、どういった形で行われているのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

1人1台端末のパスワード管理の関係でございますが、現在は、パスワードでの管理はしておりません。ログインするときにQRコードを、一人一人にQRコードをつけておりまして、それを読み込むことによって立ち上がるというシステムにしております。

パスワード管理も実はできます。パスワード管理にする場合については、当然一人一人それぞれ別々なパスワードの設定を、それは学校側とするのではなくて、使う児童生徒がそれぞれパスワードを設定するという管理でやっていこうということで考えております。

現在は、パスワード管理ではなくてQRコードでの管理にしております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） QRコードによって管理することで、そういった、例えばチャット機能のようなことの悪用が防げているということの理解でよろしいですか。

○委員長（本多耕平君） 常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

パスワード管理ないしQRコード管理でチャット機能云々が制限できるかという部分でございますが、実はログイン後にそういうSNSとかチャットアプリ関係を使ってそういう行為をするということでございます。その制限がかかっているか、かかっていないかという部分になりまして、パスワード管理が問題ではなくて、その使い方の問題になります。

現状、本町の場合は、考えられるアプリ関係については制限のできるようなセキュリティーをしているのですが、全てをブロックできるかという点、なかなかそこは厳しいところはあります。そういうSNSとかアプリとかがいろいろ出ておりまして、そういうチャット機能もいろいろなものがあります。全てをブロックしてしまうと、実際には逆に授業等々で使う場合のアプリなどにも制限がかかったり、その辺のしがらみもございまして、全ては多分ブロックできないだろうということで、その辺の部分でございまして、大事なのは使い方、本町はクロームブックを入れておりますが、その端末を使うに当たってどういう使い方、正しい使い方ができるか、そういうところの教育、モラルの部分ですね、そういうところをいかに子供たちがしっかり使えるかということが大事だろうということで、現場にはそういうことで対応していただくようにしております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 今の件は、理解いたしました。

次ですが、11ページ、5番目、地域活動の振興というところです。

ホースタウンプロジェクト、それから馬と共に暮らせるまちづくりというようなことで、地域おこし協力隊員が標茶で活動してきたと思います。

ただ、一番最初に採用された方は、とうに任期が終わっています。それから、その後に来られた方も3年の任期が終了したと思うのですが、この方たちは、その後あるいは今後どのような形でそういった事業に関わっていただくことになっているのでしょうか。もし

結果とか方向性が分かっていたらお聞きしたい。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

ホースタウンプロジェクトの関係で、地域おこし協力隊2名の状況でございますけれども、1名は昨年の6月で任期が切れました。その後、この元協力隊員に私どもの「馬と共に暮らせる町…標茶」の事業を委託業務としてこの方に委託をしております。

活動内容でございますけれども、従前と変わらず標茶の取組のPR等々と、あと標茶に人を呼び込んで乗馬体験をしていただきながらこの標茶で乗馬ができるというものを調整していくということが目的なのですけれども、昨年度、コロナ禍で人流が途絶えたということもあって、人を呼び込むことができませんでした。この元隊員で委託をかけた部分ですけれども、関東圏を中心とする乗馬クラブに行きまして、引き続き本町のこの取組のPR等々働きかけを行っていただき、皆さんご存じのとおり、クラウドファンディングの寄附が、令和元年度は87件、338万5,000円であったのが、昨年度、令和2年度は1,289件の2,855万円まで増えたということもございます。この隊員の働きかけが大変大きいというところでございます。

それと、預託馬でございますけれども、預託馬は令和元年度まで4頭でございましたけれども、昨年度1頭増えまして、今、計5頭というところで、預託の馬も獲得しながら今の私どもの事業展開をしているというところでございます。

それと、もう一名の地域おこし協力隊員については、今現在、まだ私どものほうにおりまして、預託馬の管理の部分とか、今、コロナ禍でちょっと活動ができないものですから、セントラル牧場のほうに預託をかけている部分もございますので、そちらのほうに出かけて馬の管理をしているというところでございます。

先ほど申しました1名の協力隊員は、既に任期が切れて、個人で、今、私どもの業務委託を受けて活動しているということでございますけれども、もう一名の隊員の方は任期が切れた後、まだちょっと確実な方向というか、処遇はまだ決まっておられませんけれども、引き続き標茶に残りたいという意志が強いということで、今現在、残った後に何もすることがなくても困りますので、個人的には酪農家に入りながら、意を同じくする新規就農者がおりまして、その方と馬のこともしながら活動していきたいというような考えもあって、それが現実的になるかどうかは別として、その酪農家さんのほうにお世話になるということもあって、いきなり何も知らずに酪農家さんに入っても迷惑になりますので、今、酪農家のほうに就業研修ということで行きながら地域おこし協力隊の活動も兼ねてやっているということで、任期は今年度3月まででございますので、もうそろそろといいますか、年度末に近くなればどのような形でやっていくのか、このホースタウンの部分に関しては、もともと馬に関わっていきたいという考えもございますので、多分、関わりは持っていただけではないかなというふうに考えていますけれども、1名の方はまだ現在活動中ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 特に来年3月で任期の切れる隊員の方につきましては、現状で観光事業を標茶町で展開しようとしている方の中にホーストレッキング等をやりたいという方などいますので、ぜひそういったところと情報交換しながら関わっていけるような手当てを町のほうでもしていただきたいとお願いします。

それと、同じく11ページですけれども、地域活動の振興ということで、本町阿歴内、それから久著呂には、それぞれ廃校になった学校の校舎というものが残っています。時々興味のある方をご案内して見ていただくことがあるのですけれども、一様に、すばらしいと。ぜひやっぱり地域の活動、それから地域経済の発展に関わるような事業にこれは生かすべきだというような感想とかご意見を頂くところなのですけれども、そういった財産が本町にあるということをもう少しPRしてもいいのではないかと、そんなふう思うところです。実際、現状でPRが可能なのかどうかというのはありますけれども、どういう形でそういった情報を対外的に出しているか、あるいは今後出そうとしているか、もし何かあればお聞かせください。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） この5番目の地域活動の振興というところで委員からご質問がございました。私ども、広い意味で事務分掌が地域振興に関することという、とてつもない事務分掌を持っていますので、私のほうでお答えしたいなと思うのですけれども、もしかすると教育委員会か管理課長のほうから怒られるかもしれませんけれども、今現在、廃校の部分については、本来であれば、財務規則上であれば行政財産ではなくなったものについては普通財産ということで教育委員会の所管から管理課のほうに移るのですけれども、この場でなぜ財産移管しないのかということをごちゃと申し上げづらいのですけれども、いろいろなところの財産が置くところがなくて廃校に置かせていただいているという状況がございます。本来であれば教育財産ではないのですけれども、いち早く管理課のほうに引き継いで普通財産として活用を図るべきところなのでございますけれども、今申し上げたように、様々な場所の町の財産が置くところがなくて、廃校となった施設に保管をしているという状況もございます。今ちょうど私どもも施設利用の部分でこのままでは駄目だということでちょっと内部で動きがあって、廃校に置いている物品について、必要ないものは必要ないもので処分をしようと、使えるものは使えるものでやりましょうということで、今ちょうどタイミングよく動き出しているところがございます。廃校にございますそれらのものを処理して、旧学校であった施設から空けた暁に教育委員会のほうから町のほうに引継ぎをしていただいて、町のほうで今後きちんと、今、委員言われたように廃校施設についてホームページ等々に上げるなどして利活を図るような方向に持っていきたいと。

私どもも廃校施設、今、空いていると言われるところが旧弥栄小学校、それと旧阿歴内小中学校、それと久著呂小中学校ということで、久著呂については小学校、中学校と元へ

き地保育所の施設も3つ連なったすばらしい施設があるものですから、あそこの部分をやっぱり何とか利活用してほしいなという部分で考えておりますので、なるべく今年、来年中にはそれらのものについて処理をして、早い段階で利活ができるような手続を取っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 若干補足をさせていただきたいと思います。

経過と現状については、今、企画財政課長からお話があったとおりであります。委員からもご指摘あったように、学校施設についてはこれまでも何件か引き合いがありまして、地元で使わない場合については、そういった地域振興用に役立てていきたいというのが私どもの考え方でありましたが、あいにく今まで引き合いがあったものについてはなかなか合致するものがなく、今、残っているという状況であります。来年春には、光回線が全町に整備されるということで、一層そういった引き合いが出てくるものというふうに推測しております。それに向けて今、課長から説明があったとおり、財産所管をしっかりとしながら、内容や中身についても、そういった施設等の対応に堪え得るような形に持っていきたいということで動いているところであります。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 特に阿歴内につきましては、学校施設の一部を借りて野菜の栽培をしていた会社が撤退しておりますので、地域で雇用されていた方などがやはり不安を感じている。いち早く地域の経済活動の拠点となるような、そういった対応を町にお願いしたいということがありますので、今、副町長から、多分、引き合いはたくさんあるのだろうということですが、そうだと思います。それぐらいいいものでありますので、ぜひ早急にそういった準備をされて、空いている期間がなるべく短くなるようにということで終わります。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 2ページ。

専門家がいて聞くのもなんなのですけれども、猟友会のことについて「標茶支部の活動環境の向上を図りました」というふうに書いてあるのですが、これはどういう内容でしょうか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

猟友会の標茶支部の活動環境の向上という部分ですが、こちらのほう、標茶町農協と補助金を出している部分でございまして、こういった補助金を猟友会のほうに支出しながら活動の向上を図ったというような状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君、いいですか。

深見君。

○委員（深見 迪君） これ以上は質問できないので、3ページ。

遊んで得キャンペーン、泊まって得キャンペーンのことなのですが、1つは、この実績を知りたいのです。業者の反応も知りたいし、評価も知りたいということなのですが。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず、遊んで得キャンペーンの実績でございますが、利用者は739名、金額につきましては280万4,000円となっております。それから、泊まって得キャンペーンにつきましては、利用者が937名、金額につきましては374万8,000円ということでございます。

利用者というか、事業者からの声であります。この遊んで得・泊まって得キャンペーンは大変助かっているということでお話を頂いていますし、緊急事態宣言中、停止していたのですが、なるべく早く再開してほしいという要望も出されていますので、一定程度事業者の方にはご理解いただいて観光振興には寄与できたのではないかなというふうに考えているところです。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今度は4ページですね。

公営住宅、今、盛んにいい内容になって、桜のほうもこれから中をやる計画もあるというふうに聞いているのですが、あれ、川上公住や桜公住が中の住居改善を始めたら、どこも行かなければならないのですよね。それはうまくいっているのかどうか。

それから、常盤公住は、今後あそこはもうなくしていく方針というふうに聞いているのですが、そのことについてちょっと聞いてみたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

常盤公住の入居者の方に関しては、現在、アンケートとか、あと、入居者に対して今後のことについての説明とかをしながら空き住宅、例えば改修が終わったところとか出てきたときに、こういうところが空いているので、移転どうですかというご案内は今、しているところですが、その話に積極的に乗ってくれる方もいますし、今のところまだそこまでなっていないという方もいらっしゃいますので、今後もその部分については真摯に説明しながら対応していきたいと思っております。

また、将来的な形なのですが、将来的には常盤住宅はもう建設後古い住宅ですので、今のところは改修とかをしないで、最終的には入居者がいなくなった時点で全部更地という形は考えているところではありますけれども、それが期限をいつというふうに切っているわけではございませんので、まず入居者の方との話合いの中で、できれば常盤住宅よりも環境のいい公住のほうに移転していただきたいとは思っているのですが、いろいろ事情もございますので、話し合いながら進めていきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 期限は切っていないということで理解しました。それから、桜のSとか川上公住の3階建て、この人たちが中の住居改善事業を開始したときにその人たち

はどこに、どこかへ移らなければならないのでしょうか。そういう確保は、どういうところに求めていますか。ということ聞いたのですよ、さっき。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

現に工事するとき、入居者に関しては移転補償という形で引っ越しする費用をお支払いして、例えば今、川上が内部改修をやっていますけれども、内部改修が終わったところに前もって、前年度に改修が終わったところに空きができたときに、そこに移転してもらう。または一般住宅を用意しておりますので、今年の2か所に関しては一般住宅に一回入居してもらって、そして完成後にまた新たに完成したところに戻ってもらうというような形を取っております。桜についても、今後、政策的に空き家をつくっていきながら、内部改修が始まったときにはそこに一旦移っていただいて、本人の希望にもよりますけれども、改修後にまた戻ってもらう。あとは、移ったところが、そこがいいという方もいらっしゃいますので、そういう場合にはそのままそちらに移ってもらうということを考えながら事業を進めております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、その一般住宅というのは、どういうところですか。公営住宅に限られていますか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 公営住宅ではなくて、一般住宅でいきますと泉山商店の裏のほうに旧高校住宅、そのところにも移っていただいております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 次、今さらながらなのですが、4ページの保健福祉の充実と生活安定の確保のところ、これ去年もずっとこういう表現をしているのですが、「住みなれた地域で安定した生活を営むことが難しくなりつつあります」と書いてあるのですよね。これは分かるような分からないような、住み慣れた地域でいつまでも生活できる環境づくり、まちづくりをしていくというスローガンもあったりして。これはどういう意味ですかね。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

確かにスローガンとしては、やっぱり住み慣れた地域で長くぎりぎりまで暮らしていきたいというのがそれぞれ地域の高齢者の望みであったりというところは十分理解しております。ところが、社会構造上、単身高齢でだんだん足腰も弱くなってきますとか、少子化の影響で家族構成が、お子さんなりご家族の方が近くにいらっしゃらないというようなところで、やはり従前の家族関係ですとか、その辺も大きく変わってきている中で、年々少しずつですが、住み慣れた地域での生活というのが体感的に難しくなっているというところで、こういう表現とさせていただいたというところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、そういうことでありますけれども、今までの町の方針というのは、後にも出てきますけれども、だからといって変えるつもりはないですね。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 基本的に町の福祉施策というのは、こういうことを前提にして何を変えるということではなくて、あくまでも町としては長く地元で暮らしていただく施策を展開しながら、少しでも住み慣れた場所、地域で暮らしていけるようなことを展開していきたいというふうに考えているところです。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その下の、いわゆる新しい総合事業ですね。この内容、標茶町では具体的にどのような事業を展開していますか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

新しい総合事業、もう私もここに来て3年たつのですけれども、いろいろ同じような言葉があって非常に理解に苦しむところではあるのですけれども、新しい総合事業といえますのは、今、現に町の中でサービスとして提供しているところでいきますと、ヘルパー事業ですとか、デイサービス事業がそれに当たっております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私の認識とちょっと違うところがあるので、これはまた後で伺いたいと思います。

もう少し質問させてください。これちょっとページ数は忘れたのですが、前も質問したのですが、令和2年度では町役場と教育委員会の改修について記述、これは毎年されているのですが、令和2年度にどのような期間で何回の検討会議を行ったのか伺います。6ページです。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

耐震改修につきましての検討については、昨年度、庁内の内部会議等は行っておりません。平成27年度には庁舎の新しい姿についての内部会議は検討しておりますけれども、そこでやはり建て替え等が必要である、給水ですとか、そういう暖房施設も老朽化していることから、そういった建て替えが必要であるという認識はあるものの、以前の議会でも答弁させていただきましたが、財政的な部分によりまだそこには至っていないということですが、昨年度、令和2年度中にはそういった内部会議等については開催していないということでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これ、するつもりはあるのですか。検討していきますと書いてあるのですね。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） これにつきましては、前回の議会でも2025年までに建て替えるのかというご質問がありましたが、そこでも建て替える予定はないというご答弁をさせていただいていますが、将来的な、例えば近隣の自治体ではそれに対しての基金を今から積み立てるといような報道もたしかあったところがございますので、そういった財源も含めてこれからこういった形ができるのかというのは対応できるのかと思いますが、いつに建て替えることを目指してというよりは、それに対しての準備で今からしておくことがないのかということはあるかなというふうに思っていますので、それについては財源も含めてですけれども、研究を続けていきたいなというふうに担当としては考えているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今後、検討するつもりはあるということでもいいですね。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 引き続き検討する用意はございまして、検討はしなければならぬというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 特別支援教育の支援員のことについて伺いたいのですが、令和2年度は標小5、標中3、虹小2というふうになっています。これ、今後も支援員を充足させる環境にあるのか。でも、支援員になっていただく方、なかなか探すのは難しいのではないかと思います。でも、今後も支援員を充足させる環境にあるのかどうか、それをちょっと聞きたい。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

今、委員から、充実させるのはなかなか難しい状況ではないかということですが、実際のところはなかなか募集等々しても集めるのは結構厳しい状況もございます。ただ、特別支援の体制として、そういう支援員の部分を当然用意というか、あてがう必要がありますので、何とか今後についても、今現在やっただいていただいている方を中心に引き続き配置をしていきたいという考えでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 同じようなところなのですが、コロナの関係で「「スクール・サポート・スタッフ」を臨時的に配置」というふうに書いてあります。これは何人ぐらい、どんなことをしているのか、今後もこれは必要と感じているのか、そのことをちょっと聞きたい。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

実は、スクール・サポート・スタッフという制度自体は、このコロナの部分の前からご

ございました。ただ、昨年度、新型コロナの関係もございまして、その配置の在り方の中で感染症対策に伴う教員の業務の支援というところでさらに充実を図ったというところでございます。教員の業務の支援に当たる方ということで、昨年は4名の方を配置しております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後の質問なのですが、15ページの高齢者福祉の増進のところなのですが、まとめて質問します。

これを読んでいきますと、1つは、「75歳以上の自立高齢者世帯を戸別訪問することにより、生活状況の把握、生活情報の提供を行うと同時に介護申請や介護予防事業参加へのきっかけづくりが図られた」、これは令和元年の実績報告書の中で書かれた文言です。これが去年、自立ヘルパーの派遣をなくしたのですね。どうしてなくしたのかなど。私は、これ、75歳以上の自立高齢者世帯に特化した政策だったので、すごく評価していたのですが、どうしてなくしたのかなど。それに代わるものができたのかということが1つ。同じところで、緊急通報システムの設置、これが消えているのですね、この理由。この2つを聞きたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 2点、75歳以上の訪問ヘルパーの件なのですが、このヘルパーにつきましては、町で直接雇用していた方が退職されましたのでというのが1点。それから、実際に町のヘルパー支援につきましては、ここ数年実績がないということもあって、継続してヘルパー事業を、ヘルパー事業全体としてはあるのですが、町で直接的にヘルパーを雇用するという対応はしなくなったということでございます。また、75歳以上の高齢者の訪問につきましては、この事業を包括支援センターのほうで引き継ぎまして、地区ごとに、ある程度絞りながらですが、継続して行っているという状況でございます。

それから、2点目の緊急通報装置でございますが、緊急通報装置も導入してから相当年数がたちまして、かなり機械が老朽化しております。今回、コロナの包括支援交付金の一部を使いまして、改めて仕組みをちょっと変えながら緊急通報装置というのを構築し直しております。その中身につきましては、実績報告書の40ページの、枠で言いますと下から4段目に単身高齢者安否確認システムの導入ということで、こちらのほうに外出しをさせていただいております。したがって、高齢者の見守りににつきましては継続して実施をしているという形でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 15ページの高齢者福祉の増進のところの11番目なのですが、徘徊高齢者等位置情報検索システムと書いていますけれども、実際の件数とか、成果とい

うのもおかしいですけれども、どのような結果が出ているかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 徘徊高齢者等位置情報検索システムの運営というところでございますが、これにつきましては、ここ数年実績がございません。徘徊高齢者につきましては、このシステムにつきましては、一定の小さいGPSの機械を持っていただかなければ位置情報を特定することができないものでありまして、なかなか徘徊高齢者に対してそれを常に持ち歩くような工夫がなかなかできないというところで、ここ数年実績としてはないというところでございます。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 1点、6ページ、上から6行目です。

標茶霊園の維持管理については、「こまめな清掃等を実施することができませんでした」とここに書いてあります。そして、「新たに体制を整えるなど適切な管理に努めてまいりました」。いわゆるこのできなかったということと、新たな体制ということについてお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

従来、霊園の管理につきましては、個人委託ということで、年間を通じまして委託をお願いして、その方が毎日のように霊園の管理をしていたというようなことで、現在、この方については今年の7月3日でちょっと体調不良により業務が継続困難となりましたので、それ以降につきましては、高齢者事業団ですとか、そういったところに委託をした中で管理をしてきました。

ただ、やはり毎日のように管理をするという状況ではなくなりましたので、以前のような丁寧な草刈りですとか清掃等まではいきませんでしたけれども、それを別な形で補うような形の中で対応してきたということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 22ページの11番目のエキノコックス症対策というところでちょっと聞きたいのですけれども、この頃エキノコックスはあまり聞かなくなってきましたけれども、これ、学童・成人を対象に検査を実施するということになっていましたけれども、あまりどこでどういうふうに行っているのかちょっと分からないのですけれども、この辺についてできれば詳しくお願いをしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

エキノコックスに対してどんなところで実施をしているのかというご質問でございます

が、まず小学校と中学校につきましては学校で、小学校については3年生、中学校については2年生を対象に実施をしてきているところでございます。また、成人につきましては、総合住民健診や個人の特定健診の中で項目を設けまして、希望者にエキノコックス症の血液検査を実施しているという形で、成人については健診の中で、子供たちについては小学校については3年生、中学校については2年生で実施をしているという、エキノコックスについては日程を別にして専用でやっているという形になります。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 小学校については3年生、中学校は2年生ということなのですが、これ例えば3年生で1回やって、中学校の2年生になったときにまたやるということになるのか。それと、あまり言うと総括になってしまうとあれなのですが、成人についても、そういう検査のときだけやるということなのか、町民全員にそういうことをやるということではなくて、一部の人間だけがやるということなのでしょうかね。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） このエキノコックス症の検査というのは、あくまで希望者に対してという形で実施してきております。学校についても保護者含めてご希望される家庭だけ、個人だけという形になりますので、希望されない場合は対象とならないという形でご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

以上で認定8案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定8案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 私は、2点について伺いたいと思います。

まず、本町の基幹産業である酪農にとって町道は、生乳輸送、それから飼料配送などの重要な役割を担う、まさに生命線であります。除雪体制の維持、舗装の改良、橋りょうの補強などは確実に、そして迅速かつ計画的に行う必要があるというふうに考えます。さらに、千島海溝周辺を震源とする巨大地震の発生をも想定に入れたライフラインとしての整備も遅滞なく必要なことを必要なときに行わなければならない、そんなふうに考えております。

しかしながら、昨今の町の財政状況からは、こうした重要な事業さえも、もしかすると縮小あるいは先延ばしされるのではないかというような懸念を勝手に抱いてしまう、そんな状況があります。

そこで伺いますが、こうした整備に必要な調査というのは、適宜行われているのかどうか、また、橋りょうの長寿命化計画が延期されるようなことはないのか、この点について伺います。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

まず、1点目の橋りょう等の調査に関してのご質問ですけれども、まず橋りょうについては、道路法において5年に1度、近接目視点検を行うということが義務づけられておりますので、現在、一番最初の点検が行われたのが平成22、23年度に、当時は遠望目視という離れたところから見る点検を行って、その後、平成27年から29年において法律が変わったので近接目視、あとはそれが1巡目終了して、今また2巡目の点検に入っていくという形となっております。その中で、あと、ほかの施設についてはですけれども、舗装について、道路についての部分でいきますと、舗装については管理延長が342キロ、舗装化している道路があるのですけれども、その中で平成27年、28年度に舗装の調査、路面性状調査というものを実施して、舗装のひび割れ率やわだち掘れ量、平たん性などをチェックした中で補修の必要性について検討をしているところでございます。

（何事か言う声あり）

○建設課長（富原 稔君） 長寿命化についてのご質問ですけれども、標茶町の橋につき

ましては、町で管理する道路橋は104橋ございます。その中で今、老朽化する橋りょうの増大に対して、これまでの事後保全的な対応から計画的な修繕をすることにより長寿命化を図り、修繕・架け替えに係る費用の低コスト化、コスト削減を図るための目的として計画的に修繕していくことにより、また、町の財政負担の平準化を図ることを目的として定めております。この試算でいきますと、今後60年の修繕費でいきますと、従前の壊れてから直す方法でいくと、大規模補修とか更新型というふうに呼んでいますけれども、約180億円。それが今現在行っている予防保全型の部分でいきますと約75億円ということで、60%のコスト縮減効果があるとされています。そういう部分で計画を立てて実施しておりますけれども、長寿命化計画につきましては、先ほど申しました平成22、23年の点検結果によって平成26年から10年間の計画を策定し、対象橋りょう16橋について修繕工事を計画しております。令和2年度までに10橋の修繕工事を終了しております。これは当初の計画どおり進んでいる状況でございます。

また、令和2年度には名称が変わって「橋梁個別施設計画」という名称になっているのですが、それを策定しております。その経過というのは、先ほど申しました近接目視点検の結果によって新たな修繕が必要な橋、また、早期に対応しておいたほうがいいのではないかという橋が、当初の16橋のほか17橋出てきたことがありまして、それに対しての財政措置という部分でいくと、今後の補助事業での修繕を見据えて橋りょう長寿命化計画の見直しという形の橋梁個別施設計画を策定したところでございます。今後10年間、令和3年からの10年間の計画で、これによりますと、当初の16橋のうち10橋が完了していますので、残っている6橋と新たな17橋の23橋について、今後、補修を進めていく形となっております。

今後も二巡目、三巡目の定期点検の結果によってはまた新たに補修が必要な橋りょうが増えてくることも考えられますので、計画の見直しはまた出てくるものと思っておりますけれども、その部分でいきますと、予算措置についてですけれども、基本的には国の補助事業を利用して補修を実施しております。制度が社会資本整備総合交付金事業から道路メンテナンス事業へと移行されたものの、補助率は今までどおり大体65%という形で補助を受けながら実施しているところで、国・道に対しては、これまでも事業が計画どおり進捗するように補助率のアップや補助金の配当率のアップなど財政支援についての要望はしているところでございますけれども、全国的な問題ですので、なかなか標茶町に限ってお金がたくさん来るとかという部分はないのですけれども、今のところ今後10年間という目標を立てながら計画的な補修を進めているところでございますので、ご理解願います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 標茶町の酪農・畜産の生産高というのは、230億円とも240億円とも言われるわけで、それを支えるのが人であり、それからインフラで言うとまさに道路があります。その維持、それから整備というのは、今、説明いただいたように計画的に、そして状況によっては追加などをしながら迅速に対応していただきたい。そして、答弁の

中に、事前に早めに手当てをすることで町の負担というのが大幅に軽減されるのだということをしかりと実践していただくようお願いいたします。

もう一つ、除雪のこと、あまり触れませんが、本町にTMRセンターがなぜできないかということの中に、除雪の体制というか、冬期間の配送が非常に大変だということもありますので、そういった意味で除雪の体制の維持についても、先日もお話ありましたが、意を配していただいて支障のないようお願いして、この質問は終わります。

次ですが、漁業振興についてであります。

現在、塘路湖の内水面漁業、ワカサギ漁に関してですが、ふ化事業は隣町の特別採捕によって採卵を進めて放流するというような形で増殖が図られています。その増殖に関係する河川としてエネコロンベツ川という川があるわけですが、地域の方によれば、この川の中にちょっと年代とか不明な構築物の残骸が沈下していると。そのことがワカサギの遡上を阻害している可能性があるかと、そういったことを言われております。

今後、実際に塘路湖から自然産卵のために遡上してくるワカサギを捕獲して、それによって増殖を図るということ、それがもちろん望ましいわけで、そのためにこういった支障があるかもしれないということに関しては、支障を排さなければいけないのではないかと思います。そこで伺いますが、まずこういったエネコロンベツ川における阻害要因について状況を把握しているかどうか、それから、そのことに対して、もし状況を把握している、あるいはこれから把握したとして、町としてはどのような対応ができるか、その2点について伺います。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

昨年、私がこの観光商工課に来ましてから地域の方からもお話しいただきまして、漁協の組合長さんと一緒に現地立会をさせていただきまして、現場を確認しております。漁協さんのほうで設置したコンクリートブロックなのですが、設置時期についてもちょっと分からないというところ、いろいろこちら資料を調べましたが分からない。漁協さんのほうにも資料が残っていないということで、分からないという状況なのですが、漁協さんとしては、撤去したほうがいいのか悪いのか、必要があるかないかについてもまだ漁協さんのほうも判断しかねているということなので、漁協さんが設置したものですので漁協さんで撤去していただくのが基本になりますので、漁協さんにどのような財源が確保できるのかも含めまして、引き続き漁協さんとは協議を進めていきたいというふうに考えているところです。

○委員（類瀬光信君） 現在の塘路漁協の、例えば組合員数ですとか漁獲高、そういったことを考えると、漁協として例えば撤去するとなった場合に、どのぐらいの費用がかかるのかということがありますけれども、現状において、そしてこの2年間、コロナ感染症の影響などもあって主要な商品の売上げも落ちているという、そういったことを考えると、漁協としてそういった財源を捻出するという、もしかすると難しいかもしれませんの

で、例えば有利な補助金であるとか、それから町で漁業振興策として、そういったことでこ入れができるように、今後お話を進めていただきたいと思います。できるとは言えないのかもしれませんが、そういった話し合いを続けてもらうということではいいでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 引き続き協議を進めてまいります。

（「終了します」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、2点質問いたします。

初めに、育成牧場の使用料についてお聞きをいたします。

今年度の牧野使用料というか施設使用料は、昨年と比較して使用料が少なくなっております。数字を申し上げますと4億6,890万4,330円。参考に、昨年の実績は4億9,249万2,610円で、差は2,358万8,280円の減となっております。この減になった理由について、まずお聞きをいたします。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） お答え申し上げます。

施設使用料の減についてのお問合せですが、預託頭数の減というのが理由になりますが、夏期放牧頭数では2万2,524頭の増加が見られておりますが、冬期になりまして、令和元年より7万8,653頭の減、なお、哺育事業に関しましては1万6,716頭の減、トータル7万2,845頭の減ということで実績としてございます。これが理由となります。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 随分数字が計画より違っているというふうに受け止めます。

私は、昨年もこの場でいろいろお聞きして、令和2年から10か年計画で料金改定がなされましたから、哺育牛については1日に150円、それから、放牧牛は100円、はらみ牛は50円、大体こういうふうに大幅なアップをされて収支が相当よくなるのではないかと予想をしていたのですが、残念ながら頭数が、預託をしていないということが、今、分かりました。この理由について担当のほうで、どういうことなのか、理由があればお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 令和2年度の実績として令和元年度より預託頭数が下がっている現状でございますが、預託頭数の適正化を目指すということの取組の中で、妊娠プラス、妊娠されていると確認された時点での退牧をお願いした経過もございます。そういう中で、やはり畜主様からの改善のご要望も多かったのも現状であります。そのような中でも、やはり今、民間の預託先もございまして、そちらのほうに預託先を変更するという事例も数件ございます。

そういう中で、今年度、令和3年度現在の取組としましては、個人の畜主様の利用枠を

設けさせていただきながら妊娠確認後、出産3か月前までの入牧ができるということで変更をしております、これは4月から取組をしております。利用枠につきましては、年2回の見直し、夏期放牧が始まる前と冬期舎飼いが始まる前、個々の畜主様のご要望をお聞きしながら、できる限りの期待に応えられるような頭数枠を設定していると思っておりますが、その中で、現状としましては利用頭数は減っている状況ではなくて、維持している状況が現在は実績としてあります。そのような状況でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今、詳しく説明がありましたが、最初は適正化頭数というような、何が適正なのか私にはちょっと理解できない表現をされて、今度は、例えば弥栄のある農家は、60頭の利用枠を今年は設定したと。そして、60頭でありますから、5頭妊娠して連れてくることをしないと、あとの60と決められた5頭は入牧できない。私は、どうもこの点が杓子定規ではないかと思うのです。普通でしたら、8月頃だと牧草を盛んにやっていますから、酪農家の方はとてもとても、乳の搾れない牛にいっぱい来られたら困るのです。そして、私が近くですから時々萩野のほうへ行ったり、弥栄へ行って、途中、牧場を拝見します。今年も牧区、今年のことと去年のことと連動しますので、その辺は皆さんにご理解いただき、去年も7号、8号を利用しないで、今年も7号、8号は利用していません。

草はいい状態で私は写真も撮って保存してありますが、なぜこういう10牧区のうち大事な2牧区、それも草も悪くないのですから、改良されています。そういう利用の状況なのか。

私は、去年からこういうふう考えたのですね。妊娠鑑定で連れて行ってほしいというけれども、酪農家の方は、放牧料は払うから置いてほしい。だけれども、枠を決めてあるからどうしても駄目だと。どうもそういうやり取りがあったようであるようです。私は、草が十分あるところに大きな体型になったはらみ牛が入ったら、あそこは小川もあるし、木がちょうどいいあんばいに日陰をつくっていい状態の牧場です。そういうところを利用するべきで、利用すれば今言うように1日300円収入があるのに、そういうことはなぜできないのか。この点について、私の考えは単純ですけれども、説明いただければと思います。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・若松君。

○育成牧場長（若松 務君） 利用していない牧区の利用についてということで、現在、会計年度任用職員4名の募集をかけておりましたが、必要人員としては4名は必要ということではありますが、なかなか採用に至っておりません。10月1日に1人採用できることになりまして、農業経験は未経験でありますし、なかなか牛との触れ合いもしたことがないというような若い青年であります。これからできる限り技術を一緒にお伝えしながら監視人という責任のある仕事ができるように育てていきたいと考えておりますが、やはり牛を見ていく監視人の仕事を担う人材というのが現状なかなか育っていないというのがございまして、牧場のシステムというか、牛の飼養管理としまして、妊娠プラス、妊娠確認が

できた牛を基地の舎飼いのほうに移しながら飼養管理を行い、舎飼いで牛舎のほうで管理を行う人員も、今、必要な状況となっております、トータル業務的な人員配置の中で不足を生じているというのが理由の大きな点でございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 確かに去年も人員が満杯でないということで思うような飼育事業が行われないというご返答で、私もそうかなというふうな点で思っていますが、やはりこの牧場は、標茶の牛乳が今、過去最高の水準というか、17万数千トンという具合に今年も順調に伸びて、このはらみ牛を七十数戸の利用農家が真剣に期待しているというのは皆さん、場長ばかりでなく、私も十分肌で感じております。やはり柔軟に、今年は大分利用者との話合いの下に利用枠についても何とか前進させたいというような意向でございますので、私もそういうことをもうちょっと柔軟に、ある人によれば牧場とけんかしたとかと、憤慨したとかと私に言う人もいるので、そういうことは場長はどこかで聞いていると思うので、そういうことのないようにひとつやっていただきたいと思います。これは今年、いい方向に行っているというお話でございますので、この点で質問を私は終わります。

次に、2つ目の質問であります、阿歴内地区に防災井戸があるのですが、ここ2年、水質のことに問題があつて、利用ができない状況にある。地域の皆さんは、あちこちでこの頃地震があるものですから、水道管が壊れたら大頭数の牛を飼っている牧場が阿歴内では数軒ありますから、この防災井戸の改善をしてほしいというお話でございます。この防災井戸について現状と、今、計画がされているようですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） ご質問の阿歴内防災井戸についてお答え申し上げます。

阿歴内防災井戸につきましては、平成30年3月に廃止したところでありまして、令和元年12月定例会でもご質問いただいたところでありまして、その現状につきましてお答え申し上げます。

ご指摘のとおり阿歴内地域は導水管の末端ということで、水道管が仮に破損等が起こった場合、復旧が最後になるということが想定されることから、新たな防災井戸の建設につきまして地域からもご意見、ご要望を頂いているところでございます。理事者からも早急に新たな井戸の掘削についての指示があり、担当としてもそれに向けて専門業者と協議を重ねてまいりました。

一番の課題は場所でありまして、当初、旧阿歴内小中学校、旧保育園、それから阿歴内公民館付近の町有地について、まずその可能性を専門業者に打診してきたところでございます。専門業者の回答は、その周辺の地層は、以前の阿歴内の西和防災井戸よりも南側にありますけれども、南に行くほど条件があまりよくないということ、水が出ないということですね、回答でありました。ただし、平成30年に行われた地域懇談会の中で、自主的にご自分で掘られた井戸が以前の西和の防災井戸よりも南側に位置しているところで実際に

掘っているという情報がありました。そういった情報を教えていただけないかと専門業者からの回答もあったことから、地域の方に実際に町のほうから打診を行って、情報について提供を頂いたところでございます。地域の方からその情報あるいは掘削場所についてもピンポイントでアドバイスいただいたことから、現在、その情報を専門業者に送付して場所の検討をしていただいているところでございます。

議員既にご存じだと思いますが、防災井戸は基本的には人の飲み水確保を第一目的として整備するものでございます。ただし、阿歴内地区の乳牛、肉牛あるいは馬に見られる家畜用にも活用したいのだという地域の要望がありますことから、それらに活用できればとは思いますが、専門業者からは、事前調査の結果、その場所の地下に水があることが分かっても、その水質あるいは水量については分からないことが多く、実際に掘ってみなければ分からないという問題が現存していることも、ぜひご理解いただきたいと思っております。まずは、掘削場所に適した場所の選定を急いでいるところでありまして、それが確定すれば当然、地域にもご説明を行い、財源対策も含めて実施に向けての進めたいというふうに考えているところでございますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 詳しく説明を頂きまして。阿歴内は地形が磯分内のように平坦ではないから、いろいろ水の出るところと出ない場所があるのかなと想像していますが、ある場所が、現在、何人か掘って、自分で自家用に使っているということもあるようですから、ぜひ早く、私は今日お話しするのは、雪が降ってつるつるになってからでは遅いので、できれば雪が降る前に何か計画が固まって実施できればいいなと思って、ここでお話ししています。ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

質問を終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 3点について質問いたします。

1点目は、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる先ほど質問した新しい総合事業のことです。ここでは、総合事業の趣旨、厚労省は「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの」というふうに言っているわけでありまして。したがって、そういう趣旨からいうと、多様な支援の事業が民間に出来上がっていないからいけないのだけれども、そういう環境にありますか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えをいたします。

今ご質問の多様なサービスというところで、民間主導でというところでは通所型、それから訪問型含めて法律上といたしますか、運用上は用意されているところでございますが、

なかなか地域の中で、これまでもそうなのですが、ボランティア組織というところを含めてそこまでには至っていない、体制としては出来上がっていないというところでご理解いただきたいというふうに思っています。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） お話しされたように、この新総合事業は、今まで行ってきた介護保険法による介護事業、これを徹底的に削減して、無償のボランティア、地域の人たちの力を借りて、地域のみんなで一緒に取り組む介護予防活動を応援すると。高齢者のための地域活動を支援すると。「地域住民の皆さんによる高齢者の介護予防活動や生活支援の自主的な取組を応援します！」と地域に丸投げしているわけですよね。ところが、地域はもう高齢化の真ただ中でしょう、今。そんな余力なんかない、私はそう思うのですが、今、課長がおっしゃったようにそういう環境にない、つまり標茶町、本町は新しい総合事業による介護予防を推進するという状況にないのではないかと私は思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

委員ご指摘のとおり、なかなか地域の中でボランティア組織、それから市街地含めて、そういうNPOもごございますけれども、なかなか人材としては育てこないとところで、今後も簡単に出来上がるというふうには捉えていないというところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それは、この議場にいる皆さんの共通した認識だというふうに私は思います。

これは理事者の方に伺いたいのですが、この主要な施策の成果等実績報告書、主要な施策の成果はいいとしても、実績報告書の中で「新しい総合事業」による介護予防を推進するとともに」という記述になっていますけれども、実際は、やすらぎ園だって定数を確保できない、減らさざるを得ない。それから、国が出した新しい総合事業についても、そういうことを実施していく環境にない。だったら、そういう記述をここではすべきではないかと私は思うのですけれども、いかがなものでしょう。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

実績報告の中では推進していくというところで記載されておりますけれども、ここにつきましては、単にボランティア組織だけではなくて、今現在、実際に取り組んでおります生活支援体制整備事業といいまして、地域の中でこういった資源があるとか、こういった利用が今後可能になるかというようなことも含めて、今いろいろと高齢者、それからボランティア団体、NPOなんかも含めて協議の場を持ちながら推進しているところがございます。そういう表現とさせていただいたというところがございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 実態は違うのだと思うのです。国が言っているのは、国で出したパンフレットの概要ですよ。「従来のホームヘルプやデイサービスだけではなく、住民が実施する取組も含めた、多様な担い手による高齢者の支援体制を、地域の中に作っていくことが必要」。これ、できないではないですか。できていないし、これからもできそうもないですよ。そうすると、国のそういう介護方針に対して、やっぱり地域からこれは難しいよという声を上げるべきだと思う。そういう点では、実績報告書の中にそういう記述を私はすべきだと思う。いう点で、理事者の方にどうなのですかと、そういう記述の仕方はできないのでしょうかということ伺っているわけです。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 介護保険については担当課長のときにいろいろやっていて、総合事業についても、ちょうど私が終わる頃にそれが出てきて、さあ、どうしようという話をいろいろ議論していた中なのですけれども、その中で、本来であれば高齢者の新たな居場所として一番原点になるのが例えば町内会とか地域会、そういったものが受皿になるのが私は一番いいかなと思って、実は試験的に自分の出身地の町内会でそんなことも定年後に仕掛けたのですが、ちょっと別な方向に行ってしまったのですが、現在、実は私、ちょっとイメージをしているのは、ほかの町村と標茶町で違うのは、標茶町の形成が、中央館があって、さらに各地区館がそれぞれ館長を配置しながらあるという、それで公民館活動も積極的に行われているという標茶町独特の歴史と文化があるのかなと思っています。

それで、今、担当のほうにもいろいろまだ試験的に言っているのは、各地区の公民館で、今まで担えていなかった例えば見守りとか、そういったものの拠点づくりとしてできないのかということをお話ししています。さらに、例えばデイサービス、遠いところだとバスで1時間以上揺られて本町まで来て帰っていくという状況も、では全て標茶まで来なければならぬのかということも含めて、例えばもっと公民館単位で実現できることがないのかですとか、そういったことも含めて新たな視点で総合事業をもう少し行政が最初は主導的にやらなければならない民間の協力という、NPOとかいろんなボランティア団体というのが一番理想だというふうには理解はしているのですが、一定程度公民館単位で、これからの公民館の役割の中に新たに例えば福祉分野も積極的に導入しながら、そういう居場所づくりの研究ができないかということ、今、実は担当のほうにも話し始めていますので、それがなかなか今、コロナの中で実現できないというか、その辺がちょっと様子を見ながらということなのですが、決して私は総合事業を、標茶町、いや、できませんというのではなくて、標茶の今までとほかの町村と違うような形でできないのかということ、逆に言うと研究していきたい、そんなふうに思っていますので、深見議員からもいろんなアドバイスとか、こういう利用がどうかとか、そういったこともアドバイスを頂きながら少しでも実験的にスタートできないかな、そんなふうに思っていますので、決して諦めるこ

となく、標茶の持っている行政資源を有効に活用しながら展開できるのではないかなと、そんなふうに思っていますので、ご理解を頂きたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 今、町長がおっしゃったことが実現できると、実現というか、1歩でも2歩でも進めていくことができると随分変わるかなというふうに思います。

ただ、1つだけ指摘したいのは、ちょっと認識が違うかなと思いますけれども、町長はいいふうに解釈しているのかもしれませんが、それでも地域の高齢者の方が助かれば、それはそれでいいのですけれども、国が進めている新総合事業というのは、やっぱりそこに狙いがあるのではないというふうに私は思っているのです。だから、厳しいよということであれば、厳しいよということはこの実績報告書の中に記述するというのも必要なのではないかなというふうに思っています。それは私の意見ですから、胸に収めておいていただきたいというふうに思います。ぜひ、今、町長がおっしゃったような構想を進めていただきたいなというふうに思います。

次、いいですか、質問。

○委員長（本多耕平君） はい。いいです。

○委員（深見 迪君） 先ほど不登校の問題が出ました。不登校と認識する基準、これ、ありますよね。この基準と、それから今現在、小中でどのぐらい不登校の方がいらっしゃるのか、これをちょっと説明してください。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

不登校の基準というのはいろいろな考え方もまずあるようでございますが、道教委等の調査でいくと、年間で30日以上欠席をしたお子さん、これについて丁寧な対応と言われることが多いです。ただ、いろんな調査では、例えば5日以上欠席した子は何人でしょうか、それから次の段階、10日から19日の子は何人でしょうか、そして20日から29日は何人でしょうかと、予防的な考え方で丁寧に見守って行って、そして30日を超えた子は何人ですかというような考え方になっております。

それから、今現在の不登校のお子さんについてですが、昨年度末の報告でいくと、30日以上欠席した、まず中学生については8名、それから小学生については3名ということで、令和2年度はそのように報告を受けております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） この30日以上欠席というのは、通算ですか。それとも連続してですか。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） 4月当初からの累計でございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、先ほど同僚の議員が質問されたように、私も同じく端末によるいじめの問題はどうなっているのかなということを知りたかったのですが、この不登校の要因、原因と申しますか、不登校の要因を探るとか、原因を探るといことは、やっではないというのが教育界の大体の通念なのですけれども、どうしてこういうことが起きるのかということについて分析とか調査とかを行った経緯はありますか。もしありましたら、その結果についても教えてください。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えをいたします。

不登校の要因については、非常に難しい問題だと私も認識をしております。これだという答えはないのかなというふうに思っています。私、昨年度、こちらの立場になりました、やはり課題意識を持って、今年度の話ですが、今年度になって学校とのやり取りをより丁寧するようにいたしました。これという要因ではないですが、例えば病気に基づいてそこに起因するもの、それから学業不振、勉強で少し困り感があってそこからというもの、それから何となくという、いわゆる特別な理由はないのだけれどもと。それは保護者さんも本人も学校もどうも思い当たらないと。けれども何となくいろんな不安から休んでしまうもの、そういったものが見受けられるというふうに解釈しております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私も、私ごとでありますけれども、不登校の子がいる学級の担任が何とか登校させようということで、親も含めてですけれども、登校勧奨を行うと。これ、やっはいけませんよね。その子の考えで不登校があってもいいのだというような立場に立って不登校の子供たちを見守っていくという、そういう認識は、教育委員会とか各学校であるのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

今、委員おっしゃったとおり、不登校の要因と、それから様態は様々でございまして、様々な事情で学校に来られなくなっていることがあると。今、国のほうでも、必ずしも学校だけがその子の居場所ではないというやっやはり考え方が随分浸透してまいりまして、私どもも学校に対して、学校への登校を否定するものではもちろんございません。基本的にそういう可能性と、あとはなかなか足が向かない子については、そうではない支援の場と申しますか、居場所について学校と連携しながら考えているところでございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この件での最後の質問ですが、最高で何日ぐらい学校に来られない、来られないというか来ないという子がいるのか、それから学校に来るようになったね

という子が何人ぐらいいるのか、そのことをちょっとお知らせください。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えをいたします。

令和2年度、最高で143日学校に来られなかったというお子さんがいらっしゃいます。コロナ禍の臨時休業もあった中でではございます。

来られるようになった子の把握については、今ちょっと回答するものを持ち合わせておりません。ただ、私の感覚でいきますと、毎月報告を受けている中で、当然、休んでいた子が来られるようになった、いろんな対応をしている中で学校に足が向くようになった、または元気に登校していた子がだんだん不登校ぎみになっていった、いろんなお子さんがいらっしゃいますけれども、今ちょっと具体的な数を持ち合わせておりませんでした。

以上でございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） もう少しあるのですけれども、次の質問いいですか。あと1つなのですが。

○委員長（本多耕平君） こうなる。長くなる。

（何事か言う声あり）

○委員（深見 迪君） では、そのように。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 深見君、続けてください。

○委員（深見 迪君） 特別支援教育のことについて、最後、伺って終わります。

「各学校においてコーディネーターを中心に校内委員会等が」という記述がありますが、全教職員が一堂に会して特別支援教育の問題についてということは、年間何回かありますか。これ、かなり前ですけれども、公になってからはやっぱり学校全体で取り組まなければならないということが言われまして、コーディネーターもその後出来上がって、校内体制が必要だと、特別支援教育は特別支援学級だけの問題ではないと、全校が取り組まなければならないというふうになっていましたけれども、そういう全校的な体制はどうなっていますでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、特別支援教育は学校全体で取り組むものというふうに認識をしております。個々の学校によってやり方と申しますか、差はあるとは思いますが、基本的にはまず年度当初、その年度の学校経営等を話し合う、そういう場においては必ず特別支援教育の部分は触れられて、教職員全体の共通認識になっていると考えております。また、年度の途中でしても研修という形で、特別支援教育、特別な支援を要するお子さんだけではないのですけれども、いろんな気になる児童生徒の交流ということを各学校、年に2回ほど位置づけておりますので、その中で交流が図られていると認識しております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 記述の中では「校内委員会等が十分機能するよう校内支援体制の充実を図る」というふうに書いてあるのですが、実際は、校内委員会が十分機能するというのは、教職員の多忙化という壁もあったりして、物すごく難しいのではないですか。その実態はどうでしょうか、校内委員会の機能ということで。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えをいたします。

校内委員会の機能の充実は大変難しいと私も同様に考えております。ただ、例えば校長会議、教頭会議、それからここに記述のある特別支援教育連絡協議会等で、やはり現在、大切にしなければならない考え方ですとか、いろんな変更点について、必ず学校に持ち帰って組織的に共有をしたり、その対応をするようにその都度お願いをしているところでございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 具体的な実態を聞いたかったですけれども、お昼が近いので、今日はこの辺にしておきます。

終わります。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時12分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） 午前中の深見委員からのご質問に対しての私の回答で一部誤った部分があったので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。

まず、令和2年度内において30日以上欠席した児童生徒について、小学校で「3名」とお答えしたかと思いますが、実際には「6名」でした。それから、中学校については「8名」とご回答いたしましたが、実際には「9名」でございます。それから、もう一点、令和2年度内で一番長くてどのくらい休まれましたかというご質問に対して「143日」と回答したかと思いますが、「160日」の誤りでございました。

以上でございます。

○委員長（本多耕平君） それでは、ほかに質疑ございますか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君）（発言席） では、私のほうからは、多和平展望台のトイレについ

での質問をさせていただきます。

最近、多和平に観光に行ってきた方々からトイレ環境が悪いという話を伺うことが多くあります。まず、トイレが臭い、時々詰まる、クモの巣がある、スズメの巣がある、それを狙ってカラスが襲ってくる、コウモリがいる等の話を伺いました。また、標茶町の看板にも多和平というのが出ているわけで、やっぱり標茶町としてのシンボルみたいな紹介する場所となっています。そのトイレが非常に環境が悪いということは、町としてもマイナスの面になるのではないかと思います。それで、詰まりの原因等々を調査して、早急にトイレの改修をするべきではないかと思っていますけれども、町のお考えを伺います。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

標茶町を代表する観光地の一つが多和平でございますので、観光客の方ですとかキャンプ場の利用者に対しましては、なるべくきれいなトイレ環境を提供したいとは考えているところでありますが、昨年度から水漏れが多発してしまっていて、その都度対応させていただいているのですが、なかなか根本的な解決に至っていないのかなというふうには担当課としては認識をしております。

それで、今年度の話になるのですが、いろいろご指摘いただきましたので、トイレの照明が暗いということでLEDの照明に替えたりですとか、男子トイレに落書きがありましたので、それを上から塗装しまして消したりですとか、あと洗面台に鏡もありませんでしたので、それも設置してございます。それから、クモの巣というお話もあったのですが、なかなかふだんの清掃では行き届かない高いところにあるクモの巣でしたので、これは職員が直接出向いて取る作業をしております。あわせて、全体的な清掃もしているところでございます。

それから、器具の不備が、建築から30年以上経過していますので、いろいろ出てくるのかなというふうに思っていますので、老朽化していますから新年度の予算に向けて担当課としてはちょっと一度整理をさせていただきますして、新年度予算で対応できるかどうかも含めて検討したいというふうには考えているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 大変ありがたいお答えなのです。コロナのこともありますので、本当にトイレがきれいなところには、やはり観光客というかお客が来るといふふうに私も認識しております。なので、やはりこのトイレ改修については、全力という言葉もおかしいですけれども、早急に取り組んでいただきたいと思っております。

私の質問は、以上です。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございますか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） 私のほうから、いわゆる収入未済額について幾つか質問していきたいなと思っております。

不納欠損金に関しましては、昨日、内容質疑の段階で、それに至る判定の経過という状況になった時点で欠損金に落とすかということは説明いただきました。そういう中で今度、収入未済額、非常にこの件については質問しづらい部分ではありますけれども、やはり監査委員からの審査の意見書、全ての項目の中に収入未済額があるということが書かれています以上、やっぱり一度はここできちっと質問したいなと、そういうふうに思っております。

この町税、監査の意見書の中に、住民が直接受益を得ている、いわゆる税外収入金と、あと実際に課税される町民税、固定資産税、あと健康保険税ですか、これの徴収に関わる職員の立場というか、そこら辺については差があるのかどうかお聞きしたいなと思います。

○委員長（本多耕平君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

未済額に係る関係ということで、債権上の分類というものがございまして、税、あと介護保険料、後期高齢者保険料というのは、俗に強制徴収公債権という滞納処分に関する権限を持った債権ということになります。そのほかにつきましては、滞納処分の規定がないものということで、非強制徴収公債権ですとか私債権といったものがございまして、これらは幼稚園保育料、ごみの手数料、住宅使用料、あと水道使用料、そういったものがありまして、これにつきましては非強制徴収公債権ということで強制執行できなくて、裁判等の提起が必要になってくると、そういう分類になっております。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） そういうことで、いわゆる税金分に関しては、職員にはきちっとした徴収する権限というか、そういうことが確保されているということでよろしいですか。

○委員長（本多耕平君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

税務課の職員につきましては、税務課に異動したら徴税吏員証というものが交付されます。これに基づいて税法上のそういった滞納処分等の権限が付与されるという形になります。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 分かりました。そういうことで、きちっとした身分がというか権限がある中で徴収行為を行っているということは理解いたしました。

では、先ほど付与されていないほかの、いわゆる手数料なり分担金なり水道料ということに関しては、どのような徴収方法を行っているのかお聞きしたいなと思います。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） 今、水道料金の徴収方法についてどのようなことということに対してご回答させていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 課長、もう少し大きな声で、聞こえないのでね。

○水道課長（油谷岳人君） 失礼しました。

まず、今回の決算認定でも数字として現れておりますが、水道料金、それから下水道使用料、それから下水道受益者負担金、その3種類ございます。

その中で収納対策につきましては、きちんと職員が一生懸命やっているわけなのですが、私ども例年4月に水道課の中で内部会議を開きまして、税外収納金の債権管理について、4月で人事異動もあるものですから、改めてそこで確認をしながら方針を決めて進めております。どんな方針かといいますと、納入の折衝方法についてはこういうふうにしましょう、それから分割納入を認める場合は1年以内だけれども、それ以外についてはとかと細かいルールを決めまして、誓約書も含めてその滞納者の方に毅然とした態度で進めていくよということでの収納の内部会議を開いております。

令和2年度の実績で、町議会の定例会の行政報告でも報告させていただいておりますけれども、収納相談件数、それから収納の訪問ですとかというのを、1年間ベースの積み上げでございますけれども、収納の相談は、令和2年度は電話では85件、それから来庁による相談で62件、それから戸別の訪問で7件、あと督促状、催告状というふうに進んでいくのですけれども、最終的には給水停止まで進めるように対応しているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいま水道使用料ということで、水道課のほうから取扱いについて説明をさせていただきましたけれども、いわゆる私債権についてはほかにもありまして、各課にまたがっておりますので、総括的な部分で私のほうから現状、それから課題等についてお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど来ご質疑いただいて、答弁の中で私債権については調査権限が制約をされているという話なのですけれども、税務課以外のそういう債権を扱う職場については、それぞれその課における取扱いとして、まず債権が発生したところからしっかり債権管理をしていきたいと思いますよということで行われております。催促、督促等を行いながら収入を確保する、それから事情によってそれが滞った場合については、取れる措置を取ること、水道課であれば給水停止、それから過去にあったのですけれども、住宅については退去していただく、その中で債権債務の整理をさせてもらうという、そういった措置を取ってきているところであります。

ただ、債権ごとに、ある事情と申しますか、取扱いが違うところもありますので、なかなか専門性を持った職員を各課に配置できないという中で、仕事をしながら精度を高めてもらうということをやってきたわけなのですけれども、これは令和2年度までではなくて最近なのですが、そういった全庁的にある課題に対処しようということで、税外徴収対策委員会というものを内部組織として設けているのですけれども、今年度の会議で庁内にある債権について全庁的にしっかりこの先やっていきたいと思いますよ、そういうことの申合せをしまして、今、それぞれ各課における実態の洗い直しであったりとかをさせているところであります。それができたら、まず実態に基づいて適切な処理をしていくというようなことを頭に描いておりまして、最終的には、最近、各自治体で制定している例が増えて

きているのですけれども、本町においても債権管理条例等々の必要性について検討しながら進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 分かりました。やはりこの未収金の回収をするに当たって、いわゆる役場の職員が町民から白い目で見られるようなことだけは私は絶対避けたいなと思っております。ですから、きちとした権限の中で行っているのですということを私は改めてまた知らしめるべきかなとは思っております。

また、ちょっと細くなるのですけれども、例えば健康保険税については、これが滞納があるからといって年度途中で資格停止だとかということをやるとするのは、非常に厳しい。いわゆる命に関わることですから、そこら辺の対応についてはどのように行っているのか。

○委員長（本多耕平君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

国民健康保険税加入者の方の滞納整理の対応につきましては、実際に行っていることについては、健康保険証は有効期限1年間なのですけれども、これを半年とか3か月とかに区切って短期の保険証を交付するという対応をしております。なぜそういうことをするのかということについては、それは、あくまで納税相談の機会を確保するためにそういった機会を設ける。ただ、短期証を交付するに当たっても、実際にお子さんについてはそういった受診機会を奪うわけにはいかないということで、お子さんについては通常の期限の保険証を交付するという対応をしております。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 何か非常に暗い話題になってしまったのであれなのですけれども、きちとした対応は取っているということは理解いたしました。この収入未済だとか、そういうものは決算の資料でしかなかなか見る機会がないということでは、毎年この決算の資料が送られてきて、どうしてもこういうところに目が行ってしまうのですけれども、私も見た瞬間にちょっと嫌な気分になってしまうのですけれども、当然そういうのを見て監査委員の方は書かざるを得ないというのは、これは十分分かりますし、当然書かれた以上は、きちと行政のほうでもそれに伴った対応を取っていかなければならないということでは、非常に苦勞されているとは思いますが、今後もそのようなきちとした形の中で対応を取っていただきたいなど、そういうふうに思っております。やはり決して払わなくてもいいのだ、町民の義務として税金が賦課されたものは、払っている方が大半である。その中で一部の方が払わないで、それが払わないで済むのだ、いいのだというふうには決して持って行ってはいただきたくないということでもあります。当然それぞれの税金に対してもそれぞれ所得に応じた賦課がされているわけであって、所得が少ない方には当然税金も少ないわけなのですから、そこら辺では決して払わないで得するというようなことだけは避けていくような方法を取っていただきたいなど、そういうふうに思ってお

ります。

2点目に行きます。

毎年、新年度の予算編成の中では、各課から積み上げられた数字を基に予算編成というのとはされていくとは思うのですけれども、その中で当然、年度当初ですから、収支に対して不足額が生じる。それに対しては、いろんな基金だとか資金から対応して予算が編成される。決算ではそれなりにきちっとした形で決算がされているということで、これも意見書の中に標茶町の基金の状況が出ておりますけれども、過去十何年間の基金残高も出ておりますけれども、これも決してそんなに減っているというふうには感じてはいないのですけれども、こちら辺について実際のところの標茶町の率直な財政的な資金の余裕だとか、当然、監査委員からの報告の中には、健全化判断比率はきちっとクリアされているという評価も出ているわけなのですけれども、そこらについて一言お願いしたいなと思います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

基金等の予算編成時における財源の手当てと決算における状況ということでちょっと私なりにそう思うことをお答えしたいと思いますが、もし的を射てなければ違うと言っただけであればいいかと思います。

委員今おっしゃったように、当初予算を編成する場合には、各原課からの予算要求書に基づき積み上げられたもので歳出が組み立てられていきます。歳入もその中でそれぞれの課が所管する省庁あるいは北海道の該当する担当部署からの交付金、補助金等、特定財源と言われるものを確保しながら、あとは地方交付税、自主財源等々を充てながら予算を組むわけなのですけれども、当然その予算編成において支出に見合う部分の歳入があるわけではございませんので、基金等から財源として手当てをすることになります。

令和2年度の予算編成時で申し上げますと、建設事業等に充てるためということで、財政調整基金から5億5,000万円を予算では見ておりました。それと、当初予算の中では、備荒資金を支消するというので令和2年度は7億円の支消を見込んでおりました。うち1億円は病院への償還金に充てるということで、実質、標茶町の会計上での不足額として備荒から6億円を充てるということで予算を組ませていただいたところでございます。

結果、決算を終えてどうであったかという部分については、財政調整基金につきましては、財産に関する調書の中で、私、説明をさせていただきましたが、取崩しは予算が5億5,000万円見ておりましたけれども、補正予算を組む中で5億7,500万円、最終的に決算で取崩しをさせていただいております。元金積立では6億5,780万3,000円、利息1万3,860円を入れて差し引き今年度は8,281万6,864円増えましたということでご説明をさせていただき、財調につきましては年度末合計で17億7,818万405円ということで、監査委員の意見書に載せていただいております。

備荒資金につきましては、当初、先ほど言いましたように病院への返済を含めて7億円を予定していたわけなのですけれども、最終的には決算額は2億4,000万円を支消したと

いうことになっております。先ほども申したように2億4,000万円のうちの1億円は病院に返済金として充てておりますので、実質、町の財政上で不足額が生じた分で財源として充てた分は1億4,000万円ということになっております。

備荒資金につきましては、昔は財布のように還付というか、引き落としたり、納付という積立ても行えたわけなのですけれども、平成30年からそのような取扱いはもうできませんよという通知が備荒のほうから来まして、その年にプラスが生じるのであればプラスの部分を積み立てなさいと、マイナスであればマイナス分を還付の申請を、要するに支消しなさいということになりましたので、できれば私どもの備荒も昔のように、財調と同じように最後のほうで調整して余裕があれば積み戻しをしたいというふうに考えているところなのですけれども、備荒のほうがちよっとそういうのができなくなったというところで、年度末ぎりぎりまで我慢に我慢を重ねて、最後のところで財源が回らないような状況になったところで備荒の支消をしているというところで、今のところは支消になってしまっているわけなのですけれども、令和2年度については2億4,000万円を支消したというところがございます。備荒で言うと、どこにも載ってきてはいなかったわけなのですけれども、この2億4,000万円を支消した段階で、備荒の普通納付金の額と超過納付合わせて15億1,181万2,144円が年度末の残高として現在あるというところがございます。

ですから、皆さんに分かりやすくご説明すると、監査委員さんが作った資料を使って申し訳ないのですけれども、21ページでございます基金の運用状況審査意見の表の合計額が基金合計になっておりますけれども、44億784万8,666円に、ただいま申し上げた備荒資金の残高が15億1,181万2,144円ですので、現金としての合計額は59億1,966万810円ということになります。ただ、土地開発基金で土地を持っておりますので、私ども一応土地開発基金の土地分についても基金にカウントさせていただいておりますので、土地開発基金の土地分について2億7,234万2,000円がございますので、それも足して合計すると、61億9,200万2,810円というのが現在の残高になっているということでございます。

できれば予算編成時にこの財源不足が生じない予算編成をするというのが本来の姿でございますけれども、いろいろな、公共事業はそれぞれの公共事業に見合う省庁の補助金がつくわけなのですけれども、建設課でやっている道路の一般維持事業等々を含めると補助金の伴わない事業を相当数やっておりますので、そういうやっぱり財源に充てなければならない部分もございますので、こういった財調を利用したり、備荒資金を利用したりということで事業をしているというところでご理解を頂きたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 大変よく分かりました。

質問を終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) 討論ないものと認めます。

これより認定第1号から認定第8号まで認定8案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定8案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(本多耕平君) 以上で本委員会に付託を受けました認定8案の審査は終了いたしました。

これをもって令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1時43分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 本 多 耕 平